

長崎県国民保護計画

長崎県

目 次

第 1 編 総 論

第 1 章	県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	県の責務及び県国民保護計画の位置づけ	1
2	県国民保護計画の構成	2
3	県国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2
第 2 章	国民保護措置に関する基本方針	3
第 3 章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	関係機関の事務又は業務の大綱	5
2	関係機関の連絡先	1 2
第 4 章	県の地理的、社会的特徴	1 3
第 5 章	県国民保護計画が対象とする事態	2 3
1	武力攻撃事態	2 3
2	緊急処理事態	2 3

第 2 編 平素からの備えや予防

第 1 章	組織・体制の整備等	2 5
第 1	県における組織・体制の整備	2 5
1	県の各部局における平素の業務	2 5
2	県職員の参集基準等	2 5
3	国民の権利利益の救済に係る手続等	2 8
4	市町及び指定地方公共機関の組織の整備	2 9
第 2	関係機関との連携体制の整備	3 0
1	基本的考え方	3 0
2	国の機関との連携	3 0
3	他の都道府県との連携	3 1
4	市町との連携	3 2
5	指定公共機関等との連携	3 3
6	自主防災組織、NPO（民間非営利組織）・ボランティア に対する支援	3 3
第 3	通信の確保	3 4
第 4	情報収集・提供等の体制整備	3 6
1	基本的考え方	3 6

2	警報等の通知に必要な準備	36
3	市町における警報の伝達に必要な準備	37
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	37
5	市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	39
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	40
7	市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	40
第5	研修及び訓練	41
1	研修	41
2	訓練	41
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	43
1	避難に関する基本的事項	43
2	救援に関する基本的事項	43
3	運送事業者等の輸送力・輸送施設の把握等	44
4	交通の確保に関する体制等の整備	45
5	避難施設の指定	45
6	市町における避難及び救援に関する平素からの備え	46
7	動物の保護等に関して配慮すべき事項	47
第3章	生活関連等施設の把握等	48
第1	生活関連等施設の把握等	48
1	生活関連等施設の把握	48
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	49
3	市町における平素からの備え	49
第2	県が管理する公共施設等における警戒	50
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	51
1	基本的考え方	51
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	51
3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	52
4	市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	52
第5章	国民保護に関する啓発	53
1	国民保護措置に関する啓発	53
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	53
3	市町における国民保護に関する啓発	54

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	55
1	特殊重大災害対策本部等の設置及び初動措置	55
2	国民保護対策本部に移行する場合の調整	57
3	市町における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	57
第2章	県対策本部の設置等	58

1	県対策本部の設置	58
2	通信の確保	63
第3章	関係機関相互の連携	65
1	国の対策本部との連携	65
2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	65
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	65
4	他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	66
5	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	67
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	67
7	県の行う応援等	68
8	自主防災組織、NPO（民間非営利組織）・ボランティアに対する支援等	68
9	住民への協力要請	69
第4章	警報及び避難の指示等	70
第1	警報の通知及び伝達	70
1	警報の通知等	70
2	市町長の警報伝達の基準	71
3	緊急通報の発令	72
第2	避難の指示等	74
1	避難措置の指示	74
2	避難の指示	75
3	本県の地域特性に応じた、避難の指示に際しての留意事項	80
4	武力攻撃事態等の類型等に応じた、避難の指示に際しての留意事項	85
5	県による避難住民の誘導の支援等	87
6	避難実施要領	90
7	避難所等における安全確保等	95
第5章	救援	96
1	救援の実施	96
2	関係機関との連携	97
3	救援の内容	98
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	100
5	救援の際の物資の売渡し要請等	101
第6章	安否情報の収集・提供	102
1	安否情報の収集	102
2	総務大臣に対する報告	103
3	安否情報の照会に対する回答	103
4	日本赤十字社に対する協力	104
5	市町による安否情報の収集及び提供の基準	104
第7章	武力攻撃災害への対処	105
第1	生活関連等施設の安全確保等	105
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	105
2	武力攻撃災害の兆候の通報	105

3	生活関連等施設の安全確保	106
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	108
5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	110
第2	武力攻撃原子力災害及びNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処等	111
1	武力攻撃原子力災害への対処	111
2	NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処	114
第3	応急措置等	117
1	退避の指示	117
2	警戒区域の設定	118
3	応急公用負担等	119
4	消防に関する措置等	119
第8	被災情報の収集及び報告	122
第9	保健衛生の確保その他の措置	123
1	保健衛生の確保	123
2	廃棄物の処理	123
3	文化財の保護	124
第10	国民生活の安定に関する措置	125
1	生活関連物資等の価格安定	125
2	避難住民等の生活安定等	126
3	生活基盤等の確保	127
第11	交通規制	128
第12	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	130

第4編 復旧等

第1	応急の復旧	135
1	基本的考え方	135
2	ライフライン施設の応急の復旧	135
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	136
第2	武力攻撃災害の復旧	137
1	基本的考え方	137
第3	国民保護措置に要した費用の支弁等	138
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	138
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	138
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	139
4	市町が国民保護措置に要した費用の支弁等	139

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態	1 4 1
2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達	1 4 1

巻末資料

(第2編第1章関連)

- 県の各部局における平素の業務
- 県対策本部長、県対策副本部長及び県対策本部員の代替職員

(第3編第2章関連)

- 県対策本部の組織図
- 県対策本部の設置等にかかる組織の機能

(長崎県条例)

- 長崎県国民保護協議会条例
- 長崎県国民保護協議会運営要領
- 長崎県国民保護対策本部及び長崎県緊急処理事態対策本部条例

(協定等)

- 九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定
- 九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定運営要領

(その他)

- 公用令書等の様式
- 火災・災害等即報要領

(第1編第3章関連)

関係機関の連絡先

- 関係海上保安部等※
- 県の機関
- 市町
- 消防
- 指定地方公共機関
- 九州・山口各県

用 語 集

用語集における法および令とは次の法令を指します。

法…国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）

令…国民保護法施行令（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令）

あ

■安定ヨウ素剤

原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素をいいます。放射能による甲状腺障害に対し、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておくことと予防的効果が期待できるといわれています。

■LGWAN

総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略。地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークです。

■NBC（攻撃）

「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。

■NPO（民間非営利組織）

Nonprofit Organization の略。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

■応急の復旧

武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕等の措置を講ずることをいいます。→法 139 条

■オフサイトセンター

原子力緊急事態が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や都道府県及び市町村の現地災害対策本部など関係機関が、原子力災害合同対策協議会を組織し、情報を共有しながら、

連携の取れた応急対策を講じていくための拠点となる「緊急事態応急対策拠点施設」で、原子力事業所ごとに予め指定されています。

か

■海上保安部長等

海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には、管区海上保安本部）の長をいいます。→法 61 条、国土交通省令

■危険物質等

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるものをいいます。→法 103 条

■救援物資

救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）をいいます。

■緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

■緊急対処事態における災害

武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

→法 183 条

■緊急対処保護措置

緊急対処事態において、国民の生

命、身体及び財産を保護するため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が行う措置をいいます。→法 172 条

■緊急通報

武力攻撃災害緊急通報。武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体または財産に対する危険が急迫しているときに、武力攻撃災害の現状及び予測や、住民及び公使の団体に対して周知させるべき事項を都道府県知事が発令します。→法 99 条

■緊急物資

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいいます。→法 79 条

■基本指針

政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるものです。

■緊急消防援助隊

大規模な地震や特殊災害、武力テロなどの広域災害に応援部隊として、県を越えて活動できることを目的に編成されました。隊員は全国の消防本部のなかから登録されています。平成 16 年 4 月には、法律に基づく緊急消防援助隊として発足式を済ませ、予想される大規模災害に万全の体制で臨んでいます。

■警察官等

警察官、海上保安官または自衛官

をいいます。→法第63条

■警察署長等

警察署長、海上保安部長等または出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいいます。→法64条

■原子力事業者

原災法第2条により定義されている者で、具体的には、放射性物質の取り扱い、核燃料などの加工、原子力発電所の運転、放射性物質の貯蔵、再処理、廃棄などの事業を実施している者です。電力会社や燃料加工業者などが該当します。

■国際人道法

国際人道法とは、武力紛争という極限的な状態においても最低限守るべき人道上のルールを定めたものです。国際人道法は、「戦闘で傷ついた兵士や敵に捕えられた捕虜、また、戦闘に参加しない文民を保護する」、「戦闘においては敵に不必要な苦痛を与えない」、「文民と戦闘員、あるいは民間の施設と軍事施設とを区別し、攻撃を軍事目標に限定する」といった基本的な考え方の上に成り立っています。国際人道法で中心的なものは1949年のジュネーブ4条約と2つの追加議定書です。

■国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」です。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行されました。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めています。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについても

この法律において規定しています。

■国民保護協議会

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会です。

■国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画です。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっています。

■国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画です。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めます。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっています。

■国民の保護のための措置

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置のことをいいます。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のことです。→法第2条

さ

■災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律です。

■事態対処法

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）→法第1条
武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本的事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備するとともに、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる個別の法制の整備に関する事項を定めるものです。

■指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されています。→事態対処法第2条

■指定公共機関

公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、当該機関等の業務の公益性や対処措置との関連性などを総合的に判断して、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人が、政令及び内閣総理大臣公示で指定されています。

■指定地方行政機関

武力攻撃事態等への対処のための主体として、国の行政機関のうち必要と考えられる地方支分部局等

をいいます。→事態対処法施行令第2条

■指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいいます。→法2条

■自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいいます。

■住民

居住者、滞在者、通過者など、その地域にいるすべての者を含みます。

■実費弁償

県が実施する救援の一環として、県の要請や指示に従って医療を行った医療関係者に対して、県の職務を執行するに要する費用を償うことまたは償うために支払われる金銭をいいます。→法159条

■収容施設

避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等の一時的な居住の安定等を図るために知事等が供与しなければならない公民館や体育館などの避難所や応急仮設住宅等の施設をいいます。→法75条

■出勤等を命ぜられた自衛隊の部隊等

自衛隊法第76条第1項、第78条第1項若しくは第81条第2項の規定により出勤を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第77条の4第1項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等をいいます。→法63条

■消防吏員等

消防吏員、警察官若しくは海上保安官をいいます。→法98条

■生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいいます。

■損害補償

国民が国や地方公共団体からの要請を受けて、国民保護措置の実施に協力したことにより死亡、負傷等をした場合に、その損害を補償することをいいます。→法160条

■損失補償

武力攻撃事態等において、国、地方公共団体が法律の規定に基づき収用その他の処分を行われたことで生じた財産上の損害に対して、通常生ずべき損失を補償することをいいます。→法第159条

た

■ダーティボム

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾です。

■対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいいます。→事態対処法第9条

■対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などがあります。→事態対処法第2条

■退避

目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域または場所（屋内を含む）に逃れることをいいます。→法112条

■多数の者が利用する施設

学校、病院、駅のほか、大規模集客施設などが該当します。→法48条

■特定物資

救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいいます。→法81条

■トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じ、適切な搬送・治療を行うことをいいます。医療救護所などでは、医師などによるトリアージの結果に基づき、軽症(緑)・中等症(黄)・重症(赤)・死亡(黒)に色分けされた「トリアージタグ」を付け、必要な搬送や応急措置を行います。

■同報系防災行政無線

屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。屋外拡声器は、集落の中心や避難場所等に設置され、屋外にいる屋外にいる住民等に向けて拡声スピーカーから防災情報等が流される。また、携帯ラジオ型の戸別受信機は、各家庭や集会所等に設置されるもので、屋外拡声器を補完する役割を担っています。

は

■非常通信協議会

電波法に基づき総務大臣の下部機関として、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を行います。

■避難先地域

住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）

をいう。→法 52 条

■防災行政無線

「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局です。

県の防災行政無線は、固定系と衛星系の併用により県出先機関や市町村との無線網を構成しています。平常時は一般行政事務用として使用され、災害時には県庁から通信統制を行うことにより、県内の市町村等に一齐に緊急通報を伝達したり、災害現場の状況をいち早く把握する等、災害対策に大きく貢献しています。

市町村の防災行政無線は、「同報通信用（同報系防災行政無線）」と「移動通信用（移動系防災行政無線）」の 2 種類に大別されます。

■避難施設

避難する住民を受け入れたり、収容施設の供与・炊き出し等など住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設のことで、武力攻撃事態等において住民の避難及び避難住民等の救援を的確かつ迅速に実施するために、法に基づき知事があらかじめ指定をします。→法 148 条

■避難所

避難先地域において、避難住民等を受け入れる避難施設

■避難住民等

避難の指示を受けて避難した者（自主的に避難した者を含む）および武力攻撃災害による被災者をいいます。→法第 75 条

■避難実施要領

避難の指示を受けた市町村長が、あらかじめ国民の保護に関する計画に定めている事項や関係機関の意見聴取等に従って、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領をいいます。→法 61 条

■被災者

武力攻撃災害による被災者をい

ます。→法 74 条

■武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。→事態対処法第 2 条

■武力攻撃災害の復旧

武力攻撃により被害が生じた施設を被害が生ずる前の状態に完全に復するための事業をいいます。→法 141 条

■武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。→事態対処法第 2 条

■武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいいます。→事態対処法第 1 条

■武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義しています。

■武力攻撃原子力災害

武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいいます。→法 105 条

■武力攻撃災害への対処に関する措置

武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置をいいます。→法 97 条

■武力攻撃災害

武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいいます。

→法 2 条

ま

■モニタリングポスト

原子力施設周辺の放射線を監視す

るため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備のことをいいます。

や

■要避難地域

住民の避難が必要な地域をいいます。→法 52 条

第1編 総論

第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

長崎県民は、安全で幸福な生活と、自由で平和な社会が永遠に維持されることを念願している。

国民の安全を確保し平和を維持するためには、国において、諸外国との友好に努め、一層の外交努力が払われることが何よりも重要であり、県としても、今後とも平和へのはたらきかけを行っていくものである。

しかしながら、万が一、武力攻撃事態等に至った場合、県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有することから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、県の国民の保護に関する計画を作成するものである。

1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

(危機管理課)

(1) 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、基本指針及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 県国民保護計画の位置づけ

県は、その責務にかんがみ、国民保護法第34条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

(3) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第34条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 県国民保護計画の構成

(危機管理課)

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。資料については、別途資料編を作成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処

3 県国民保護計画の見直し、変更手続

(危機管理課)

(1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要）。

4 市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

(危機管理課)

市町の国民の保護に関する計画（以下「市町国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

(危機管理課)

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限られ、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、差別的取扱いをしてはならず、思想及び良心の自由、表現の自由を侵してはならない。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は必要な協力をするよう努めるものとする。なお、国民の協力は自発的な意志にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、NPO（民間非営利組織）・ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮し、放送の方法については、武力攻撃事態等の状況に即して放送事業者が自主的に判断するものであることに留意する。

その他、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するもの

であることに留意する。

(7) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するとともに、特に憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されていることに鑑み、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

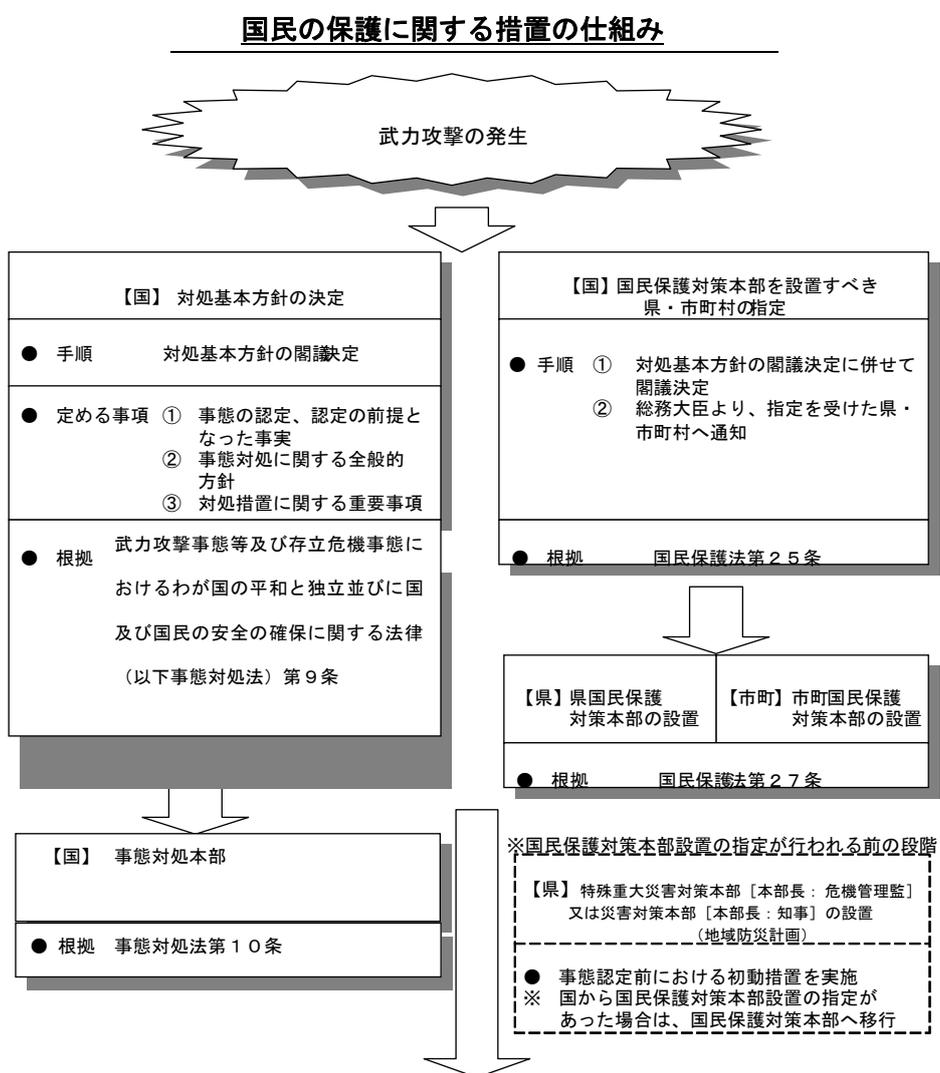
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

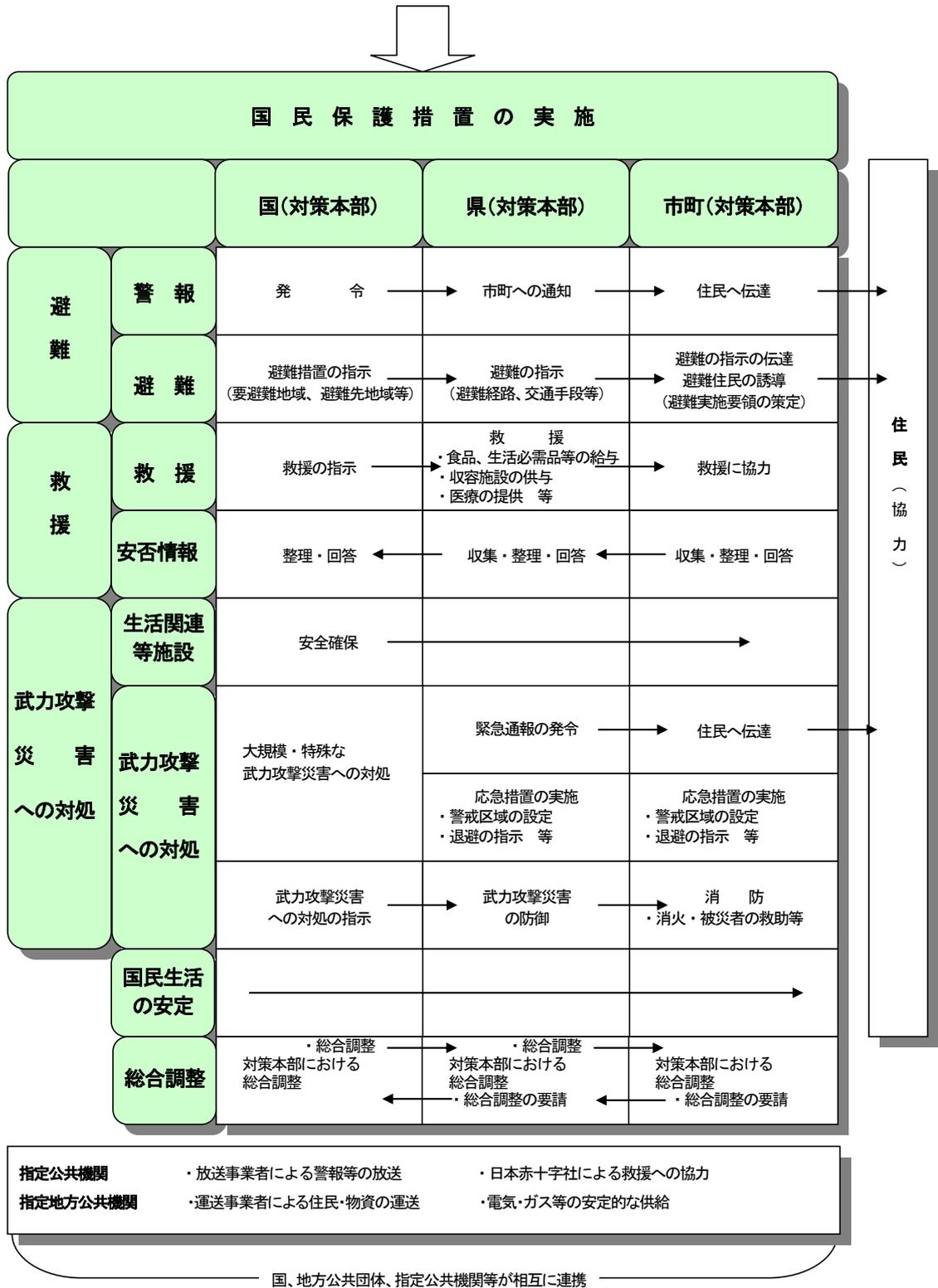
1 関係機関の事務又は業務の大綱

(危機管理課)

国、県、市町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



(次頁に続く)



国民保護措置について、国、県、市町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【国】

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	1 警報の発令 2 武力攻撃事態等の情報の提供 3 避難措置の指示、救援の指示・支援 4 放射性物質等（NBC（核・生物・化学）災害）による汚染への対処 5 原子炉等による被害の防止 6 危険物質等に関する危険の防止 7 感染症等への対処

関係機関（指定行政機関等）の名称		
内閣官房	中小企業庁	農林水産省
内閣府	原子力規制委員会	林野庁
国家公安委員会	国土交通省	水産庁
警察庁	国土地理院	経済産業省
防衛省	外務省	資源エネルギー庁
金融庁	財務省	気象庁
総務省	国税庁	海上保安庁
消防庁	文部科学省	環境省
法務省	文化庁	観光庁
公安調査庁	厚生労働省	消費者庁

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

本庁・振興局の名称	
本 庁 （ 本 部 ）	県 北 振 興 局
長 崎 振 興 局	五 島 振 興 局
県 央 振 興 局	壱 岐 振 興 局
島 原 振 興 局	対 馬 振 興 局

【市町】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係機関（市町）の名称			
長 崎 市	松 浦 市	南 島 原 市	小 値 賀 町
佐 世 保 市	対 馬 市	長 与 町	佐 々 町
島 原 市	壱 岐 市	時 津 町	新上五島町
諫 早 市	五 島 市	東 彼 杵 町	
大 村 市	西 海 市	川 棚 町	
平 戸 市	雲 仙 市	波 佐 見 町	

(計 13 市 8 町)

関係機関（消防機関）の名称	
長 崎 市 消 防 局	松 浦 市 消 防 本 部
佐 世 保 市 消 防 局	五 島 市 消 防 本 部
県央地域広域市町村圏組合消防本部	新 上 五 島 町 消 防 本 部
島原地域広域市町村圏組合消防本部	壱 岐 市 消 防 本 部
平 戸 市 消 防 本 部	対 馬 市 消 防 本 部

(計 10 機関)

【指定地方行政機関】

関係機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
九州防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
長崎税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
長崎労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
九州農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安

【指定地方行政機関】 つづき

関係機関の名称	事務又は業務の大綱
大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び 安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(関係機関計 18 機関)

関係機関（自衛隊）の名称
自衛隊長崎地方協力本部
陸上自衛隊 西部方面総監部
海上自衛隊 佐世保地方総監部
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部

(自衛隊 4 機関)

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

(危機管理課)

「指定行政機関等」、「国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊）」、「関係指定公共機関」、「指定地方公共機関」、「県（出先機関）」、「市町機関（教育委員会を含む）」、「消防機関」、「その他の関係機関」の連絡先については、一覧性を持った資料として整理しておくものとする。

第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

1 地形

(危機管理課)

【図1-1 長崎県の位置】

本県は、九州の西北部に位置し、東西213km、南北307kmにおよぶ県域であり、佐賀県と陸接しているほか、有明海を隔てて熊本県、福岡県と相接している。

東は島原半島が突出し、南は長崎半島が天草灘に望み、西海上には五島列島が、西北海上には壱岐、対馬があり、朝鮮海峡のかなたに韓国を望んでいる。

県域の15分の1ほどを占める陸地は、平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏し、海岸線は多くの半島、岬と湾、入江から形成されており、海岸線の延長は北海道につき全国第二位の長さを示している。



【表1-1 極地の経緯度】

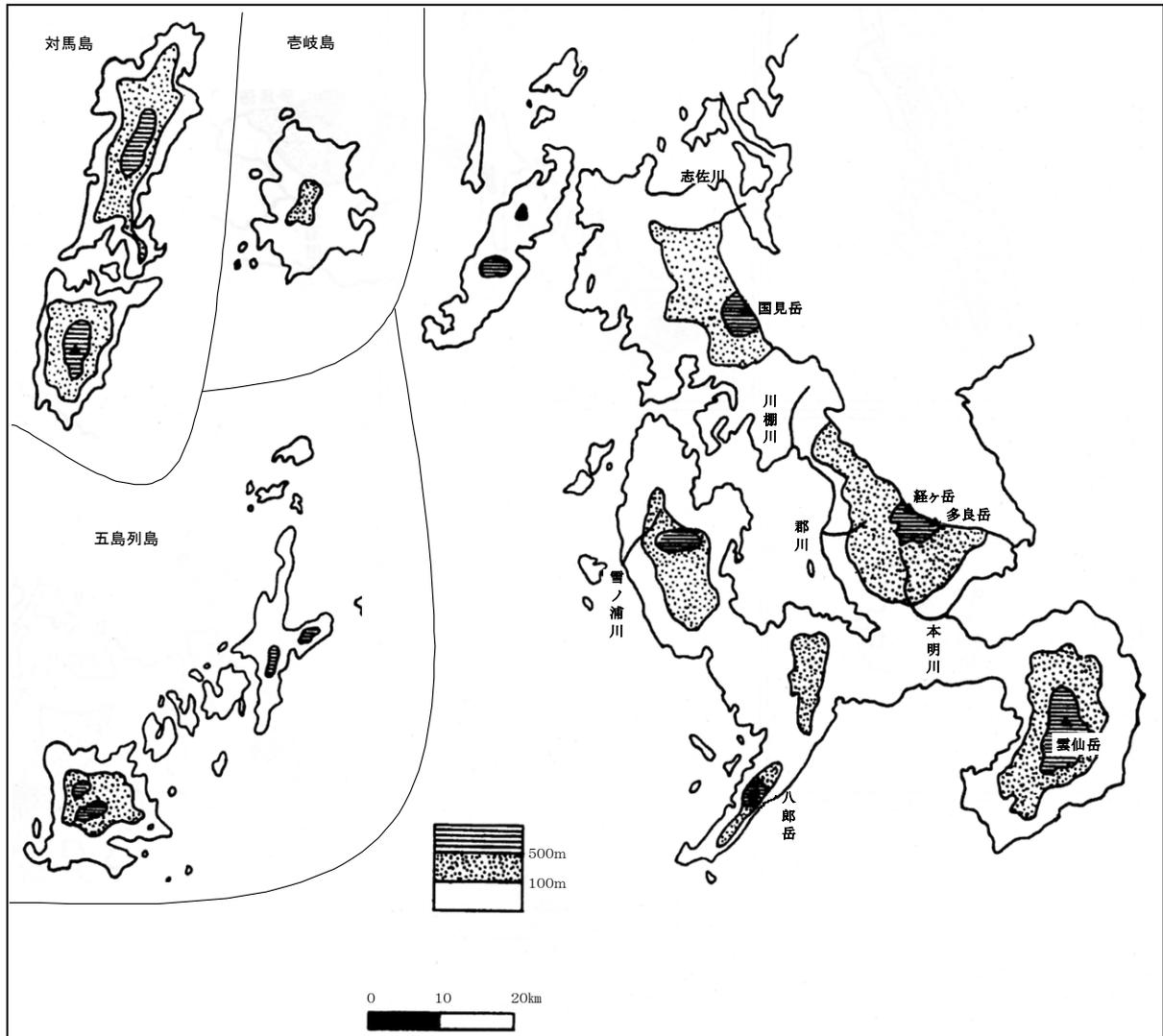
方位	地名	極限経緯度
東端	島原市九十九島	東経130° 23′
西端	五島市鳥島	東経128° 06′
南端	五島市女島	北緯31° 59′
北端	対馬市上対馬町北ノ手	北緯34° 43′

【表1-2 市郡別面積】

(平成24年全国都道府県市区町村別面積調)

市郡名	面積 (km ²)	市郡名	面積 (km ²)
長崎市	406.46	五島市	420.90
佐世保市	426.58	西海市	241.95
島原市	82.78	雲仙市	206.92
諫早市	321.26	南島原市	169.91
大村市	126.56	西彼杵郡(2町)	49.60
平戸市	235.66	東彼杵郡(3町)	167.48
松浦市	130.38	北松浦郡(2町)	57.76
対馬市	708.99	南松浦郡(1町)	213.98
壱岐市	130.38	総面積	4,105.47

【図 1-2 長崎県の地勢】



資料：長崎県地域防災計画 基本計画編（長崎県防災会議）

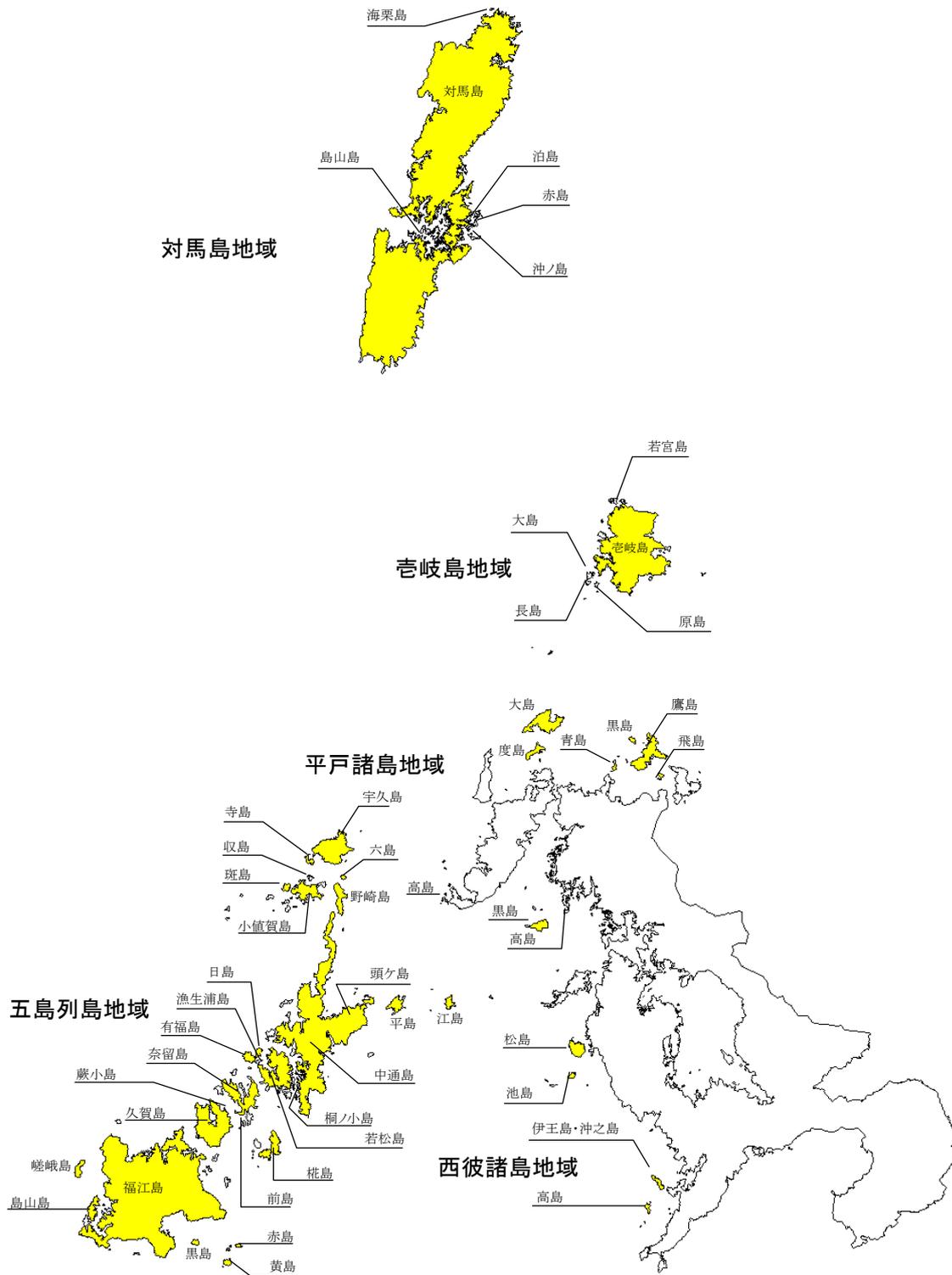
また、本県は全国一の離島県であり、離島の地域は大きく分けて、対馬島地域、壱岐島地域、五島列島地域、平戸諸島地域、西彼諸島地域の5地域に区分される。また、離島振興法指定の有人島は51島（総有人島数は73島）であり、県の総面積の38.2%(44.5%)を占めている。

【表 1-3 長崎県の有人島】

地域名	有人島	面積(km ²)	人口(人)	世帯数	市町
計 51島		1,570.24	155,574	62,037	8市2町
対馬島地域 6島	つしまじま うにじま とまりしま 対馬島、海栗島、泊島、 あかしま おきのしま しまやまじま 赤島、沖ノ島、島山島	704.352	38,481	14,710	対馬市
壱岐島地域 5島	いきのしま わかみやじま はるしま 壱岐島、若宮島、原島、 ながしま おおしま 長島、大島	136.68	31,414	10,689	壱岐市
五島列島地域 18島	なかどおりじま かしがらしま わかまつじま 中通島、頭ヶ島、若松島、 きりのこじま ひのしま 桐ノ小島、日島、 ありふくじま りょうぞうがうらしま 有福島、漁生浦島、 なるしま まえしま ひさかじま 奈留島、前島、久賀島、 わらびこじま かぼしま あかしま おうしま 蕨小島、椛島、赤島、黄島、 ふくえじま くらしま しまやまじま 福江島、黒島、島山島、 さかのしま 嵯峨島	615.557	69,804	29,605	五島市 新上五島町
平戸諸島地域 18島	たかしま くらしま あおしま とびしま 鷹島、黒島、青島、飛島、 おおしま たくしま 大島、度島、 たかしま うくじま てらしま 高島、宇久島、寺島、 おちかじま むしま のぎまじま 小値賀島、六島、野崎島、 のうしま くらしま おおしま まだらしま 納島、黒島、大島、斑島、 たかしま くらしま 高島、黒島	94.039	12,722	5,285	佐世保市 平戸市 松浦市 小値賀町
西彼諸島地域 7島	いおうじま おきのしま たかしま いけしま 伊王島、沖之島、高島、池島 えのしま ひらしま まつしま 、江島、平島、松島	19.612	3,153	1,748	長崎市 西海市

平成23年度 長崎県統計年鑑(平成22年10月1日 現在)

【図 1-3 長崎県の有人島所在図】



資料：地域政策課 ながさきの「しま」

2 気 候

(危機管理課)

長崎県本土及び五島地方は、平年の年平均気温が16～17℃、年降水量が2,000ミリ前後（山岳地である雲仙岳を除く）であり、壱岐・対馬地方は年平均気温が15～16℃で長崎県本土及び五島地方に比べやや低い。また、本県は海岸線が複雑でその延長が長く、海流の影響もあり、九州北部の他県に比べ、夏期の最高気温はやや低く、冬期の最低気温はやや高い傾向がある。

6～7月の梅雨の頃、梅雨前線がしばしば活性化し、全県的な大雨または局地的豪雨が、8～9月にかけては台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨に見舞われることがある。

また、7月～10月は台風、11月～3月は冬型の強い季節風による高波が発生しやすく、船舶の航行に影響がでることも多い。

3 人口分布等

(危機管理課、統計課)

長崎県の総人口（平成22年国勢調査）は、1,426,779人、うち男665,899人、女760,880人、世帯数は558,660世帯である。

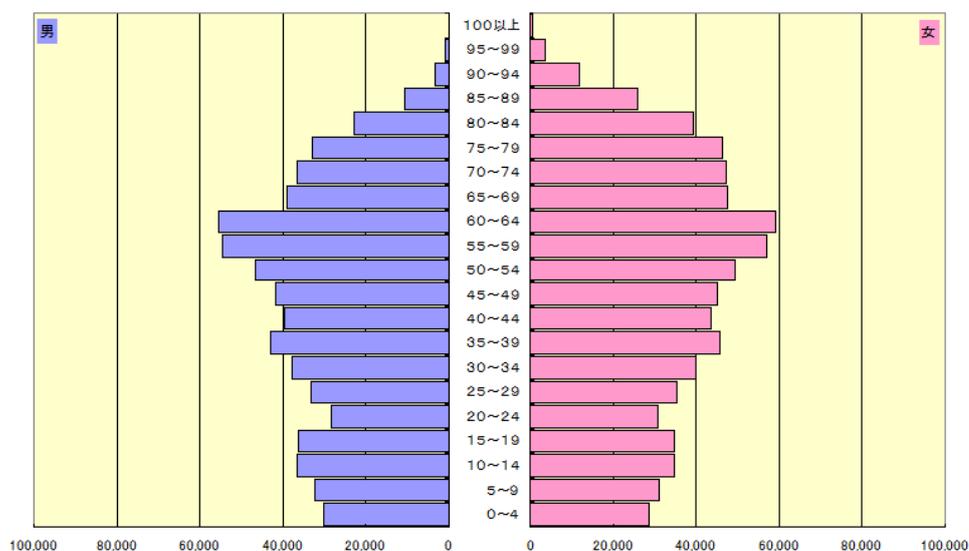
外国人登録人口については、6,498人となっている。

【表3 長崎県の世帯数・人口】

市 郡 名	世帯数	総人口	市 郡 名	世帯数	総人口
長 崎 市	187,685	443,766	五 島 市	18,382	40,622
佐世保市	104,583	261,101	西 海 市	11,875	31,176
島 原 市	17,039	47,455	雲 仙 市	15,863	47,245
諫 早 市	50,989	140,752	南島原市	17,160	50,363
大 村 市	34,044	90,517	西彼杵郡 (2町)	26,265	72,645
平 戸 市	12,885	34,905	東彼杵郡 (3町)	12,671	38,781
松 浦 市	9,214	25,145	北松浦郡 (2町)	6,171	16,448
対 馬 市	13,813	34,407	南松浦郡 (1町)	9,620	22,074
壱 岐 市	10,401	29,377	合 計	558,660	1,426,779

【図3 長崎県の人口ピラミッド】

平成22年度長崎県統計課

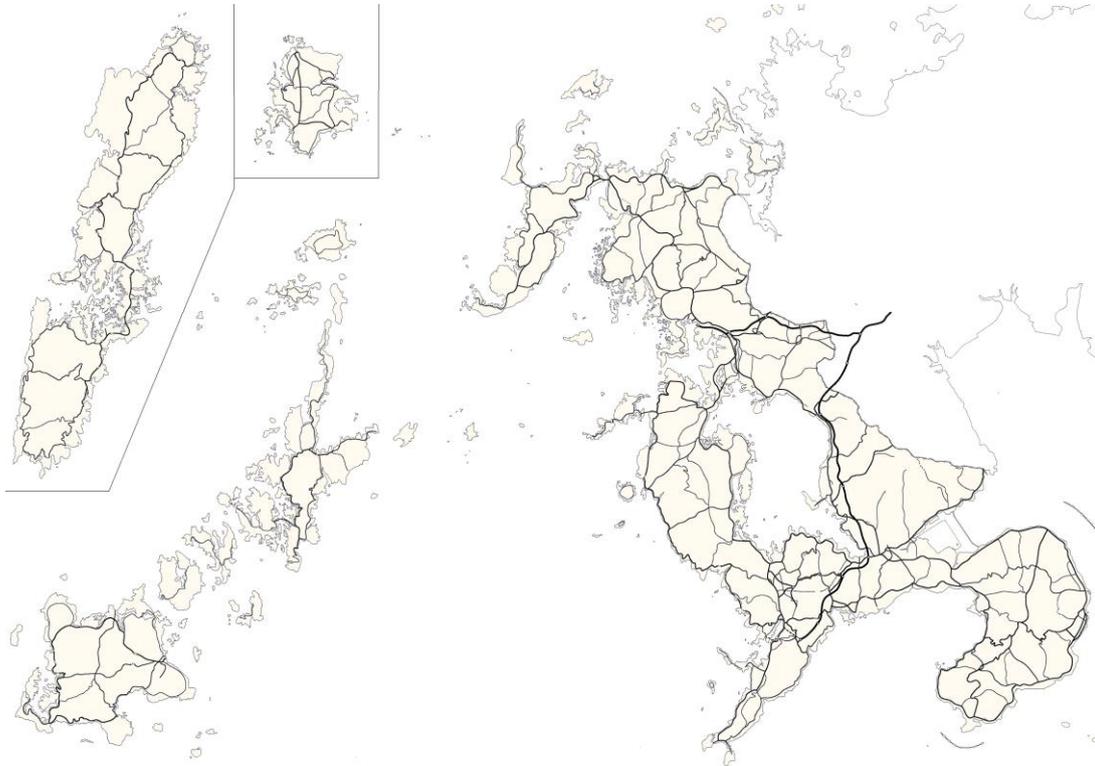


4 道路の位置等

(道路維持課、道路建設課)

県内の道路は、一般国道が17路線、主要地方道53路線、一般県道118路線、市町村道33,754路線、計33,942路線となっている。(平成23年4月1日現在 県道路建設課「道路現況表」)

【図4 県内の道路網図(国県道)】



5 鉄道、空港、港湾の位置等

(危機管理課、新幹線・総合交通対策課、港湾課)

(1) 鉄道

本県に路線を有するJR九州、島原鉄道、松浦鉄道の3事業者が基幹的な鉄道輸送機関となっている。

① JR九州

本県では長崎本線、佐世保線、大村線の3路線を営業している。

長崎本線は、鳥栖駅(佐賀県鳥栖市)から長崎駅に至る路線で、鳥栖～肥前山口～諫早～喜々津～市布～浦上～長崎間(市布経由)125.3kmと、長与経由の喜々津～浦上間(旧線)23.5km計39駅(鳥栖駅を除く)からなり、博多～長崎間には特急「かもめ」が運行されている。

佐世保線は、肥前山口駅(佐賀県杵島郡江北町)から佐世保駅に至る路線で、肥前山口～有田～早岐～佐世保間48.8km計13駅(肥前山口駅を除く)からなり、博多～佐世保間の特急「みどり」、博多～ハウステンボス間の特急「ハウステンボス」が運行されている。

大村線は、大村湾沿いに早岐駅(佐世保市)からハウステンボス駅を經由して諫早駅に至る47.6km計11駅(早岐駅及び諫早駅を除く)の路線で、長崎、佐世保を結ぶ路線となっている。博多～ハウステンボス間に特急「ハウステンボス」が運行されているほ

か、都市間連絡列車として佐世保～長崎間に快速「シーサイドライナー」が運行されている。

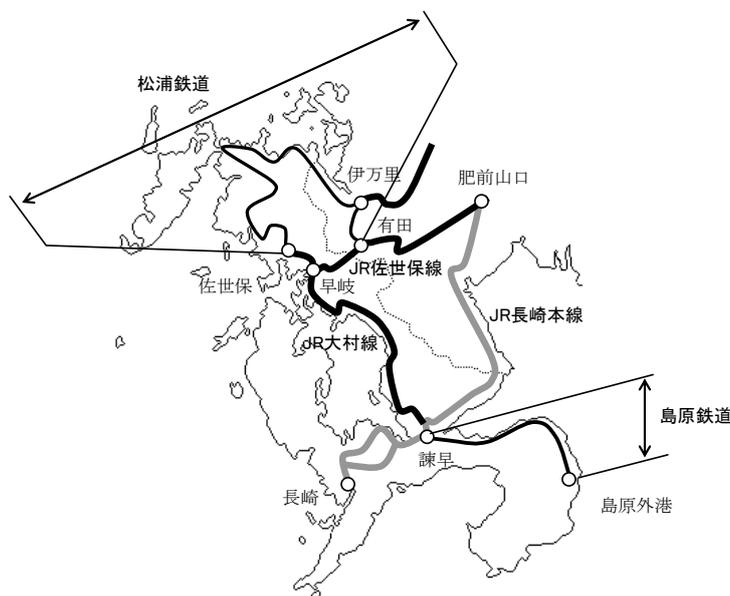
② 島原鉄道

JR九州諫早駅を起点として島原外港駅まで43.2km計24駅を結ぶ地方鉄道（私鉄）であり、半島住民の足として地域に密着した長い歴史を持っている。

③ 松浦鉄道

旧国鉄の地方交通線から転換した、第3セクター方式の鉄道会社で、佐世保駅から有田駅（佐賀県有田町）まで93.8km計57駅の区間を北松浦半島沿いに結ぶ、地域に密着した公共交通機関として重要な役割を果たしている。（平成26年7月現在 県新幹線・総合交通対策課調）

【図5-1 県内の鉄道路線図】



(2) バス

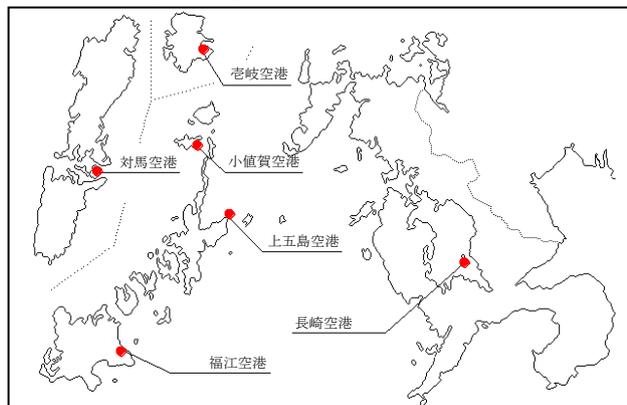
県内に本社を置く乗合バス事業者は14社で、このうち公営企業が3社、民間企業が11社で、10社が本土地域、4社が離島地域の事業者となっている。高齢化が進み全国で最も離島が多い本県では、地域住民の生活を支える重要な交通手段である。（平成26年3月現在 県新幹線・総合交通対策課調）

(3) 空港および航空旅客輸送

本県には長崎空港、福江空港、壱岐空港、対馬空港、上五島空港、小値賀空港の6空港があり、全国の主要都市を始め本土と離島とを結ぶ航空網を形成している。（上五島空港、小値賀空港については平成18年3月をもって定期路線廃止）

長崎空港は本県の空の玄関として、

【図5-2 長崎県 空港位置図】



国内線は東京、大阪（伊丹・関西）、沖縄などの路線、国際線は中国の上海（浦東）、韓国のソウル（仁川）線の路線が運航されている。（平成26年7月現在 県新幹線・総合交通対策課調）

(4) 港湾、漁港および旅客輸送

本県は地形などの地理的な自然条件から4,200kmの長大な海岸線に、重要港湾が5港（うち離島3港）、地方港湾が77港（うち離島33港）計82港が点在し、56条港湾の22港（うち離島10港）、漁港の284港すべてを合わせると388の港がある。また、漁船数は北海道に次いで第2位で総数はおおよそ3万隻、そのうち5t未満の動力船が9割程度を占め、大半が一本釣り漁船となっている。

全国屈指の離島県である本県における定期航路については42航路あり、このうち離島定期航路数は35航路である。

（平成26年3月現在 県港湾課、県資源管理課、県漁港漁場課、県新幹線・総合交通対策課公表値）

【図5-3 長崎県の航路図】



(危機管理課)

6 自衛隊施設等

(1) 米海軍佐世保基地

佐世保港を中心に位置し、約4.59km²の敷地にメインベース・赤崎貯油所・庵崎貯油所・横瀬貯油所・佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）・針尾島弾薬集積所・針尾住宅等があり、基地内では約1,500名の日本人従業員が働いている。

【図6 米海軍基地の所在図】



(2) 自衛隊基地

佐世保市に海上自衛隊の拠点の1つである佐世保地方総監部があるほか、大村市に陸上自衛隊駐屯地・海上自衛隊航空基地がある。また、離島地区においても五島市、対馬市、壱岐市に配備されている。

【表6 県内所在の自衛隊の部隊】

平成21年11月現在

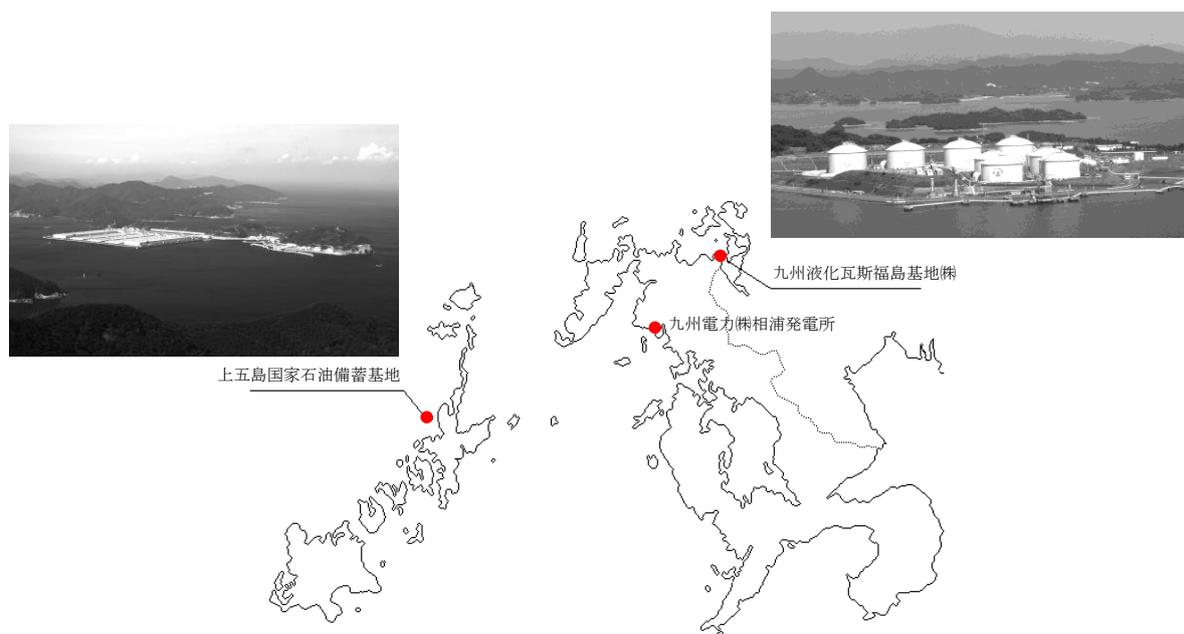
	駐屯地・地区	主要部隊名
陸 上	相浦駐屯地	西部方面混成団、西部方面普通科連隊
	大村駐屯地	第16普通科連隊、第4施設大隊
	竹松駐屯地	第7高射特科群
	対馬駐屯地	対馬警備隊
海 上	佐世保地区	佐世保地方総監部、第2護衛隊群
	大村航空基地	第22航空群
	壱岐地区	壱岐警備所
	対馬地区	対馬防備隊本部、上対馬警備所、下対馬警備所
航 空	福江島分屯基地	第15警戒隊
	海栗島分屯基地	第19警戒隊
その他	長崎地方協力本部	長崎地方協力本部

7 石油コンビナート等

(危機管理課、産業政策課)

石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域は、相浦地区（佐世保市）と上五島地区（新上五島町）、福島地区（松浦市）の3地区が指定されており、相浦地区には九州電力株式会社相浦発電所が、上五島地区には上五島国家石油備蓄基地が、福島地区には九州液化瓦斯福島基地株式会社が所在している。

【図7 石油コンビナート等の所在図】



【表7 県内の特別防災区域の概要】

(平成21年11月現在 危機管理課調)

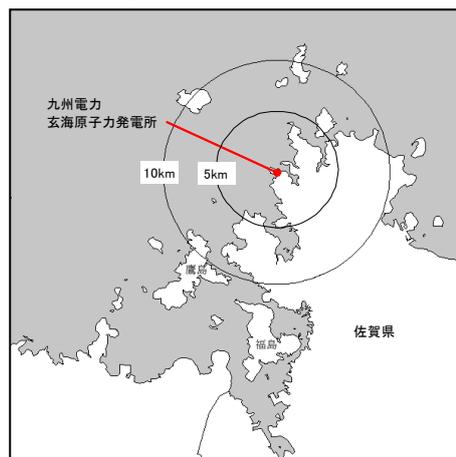
特別防災区域名	総面積	能力
相浦地区	約230,000㎡	石油貯蔵量約18万キロリットル、高圧ガス処理量約6千m ³
上五島地区	約260,000㎡ (陸域)	原油備蓄量 約440万キロリットル
福島地区	約370,000㎡	石油ガス備蓄量 約36万トン

8 原子力発電所

(危機管理課)

佐賀県東松浦半島の西部の玄海町にある九州電力玄海原子力発電所は、昭和50年に1号機が営業運転され現在4号機まで建設されており、出力347万8千KWの九州最大の発電所であり、半径10km以内に鷹島(松浦市)が位置している。なお、当発電所は平成23年12月26日から営業運転を停止している。

【図8 発電所の所在図】



9 観光

(観光振興課)

本県の平成24年の観光統計(1~12月)によれば、観光客延べ数は、年間約2,900万人で日帰り客が約1,900万人、宿泊客が約1,000万人となっている。また、観光客実数では約2,400万人で、県外客が約1,300万人を占めている。

外国人宿泊客数の実数については、約31.9万人でアジア地域が大部分を占めるほか、北アメリカ地域、ヨーロッパ地域などからもある。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(危機管理課)

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定している。

類 型	特 徴
着上陸侵攻	国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	突発的に被害が発生することも考えられる
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間での着弾が予想される
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難

2 緊急処理事態

(危機管理課)

県国民保護計画においては、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定している。

類 型	事 態 例
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダム等の破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 県の各部局における平素の業務

(全所属)

県の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。なお、国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案等については、危機管理課の国民保護担当責任者が行うものとする。

また、県の各部局における平素の業務は、巻末に記載のとおりとする。

2 県職員の参集基準等

(全所属)

(1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、危機管理課が所管する防災室での職員の当直による24時間即応可能な体制を維持する。

(3) 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	危機管理課職員が参集する。
②特殊重大災害対策本部体制	「特殊重大災害発生時における初動体制要領」の別表1「特殊重大災害認定基準及び所管所属」に基づき、主管所属が本部要員を招集し、発生した災害の性格、規模、推移により本部員を適宜増減する。
③県国民保護対策本部体制	全ての県職員が参集する。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	県の全部局での対応が必要な場合	②	
事態認定後	県国民保護対策本部設置の通知がない場合	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		県の全部局での対応が必要な場合	②
	県国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	

※ ①、②の体制を整えるかどうかの判断は、危機管理監が行うものとする。

※ 県警察は、事態の状況に応じて、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、初動体制の確立を図るものとする。

(4) 職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保する。

また、県は、情報を携帯メールにより自動送信するシステムを構築するなどインフラ整備等に努める。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、県対策本部長、県対策副本部長及び県対策本部員の代替職員については、巻末に記載のとおりとする。

(6) 職員の服務基準

県は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

【所掌事務】

体 制	所 掌 事 務
①担当課体制	情報収集等を行い状況の把握およびその対応（処理）等にあたるものとする。
②特殊重大災害対策本部体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関への連絡発表に関すること。 2 関係情報の収集、分析等に関すること。 3 災害の総括に関すること。 4 自衛隊、医療機関への対応要請に関すること。 5 関係機関との連絡調整に関すること。 6 その他特命事項に関すること。
③県国民保護対策本部体制	<p>以下の長崎県国民保護対策本部長の総合調整権の行使について必要な協議・調整に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整 2 国の対策本部長に対する総合調整の要請 3 職員の派遣の求め 4 情報提供の求め 5 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め 6 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

(7) 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(危機管理課、福祉保健課、農産園芸課、水環境対策課、住宅課、医療政策課、薬務行政室、警察本部)

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が認定された場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課	
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項)	医薬品	薬務行政室
		食品	福祉保健課 農産園芸課
		飲料水	水環境対策課
		建設資材	住宅課
		上記以外(生活必需品等)	福祉保健課
	土地等の使用に関する事。(法第82条)	福祉保健課 医療政策課	
	応急公用負担に関する事。(法第113条第3項)	危機管理課	
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	警察本部	
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。(法第85条第1項、第2項)	医療政策課	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	危機管理課	
	医療の実施の要請等によるもの。(法第85条第1項、第2項)	医療政策課	
	不服申立てに関する事。(法第6条、175条)	上記担当課	
	訴訟に関する事。(法第6条、175条)	上記担当課	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町及び指定地方公共機関の組織の整備

(危機管理課)

市町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町長及び国民保護担当職員へ連絡が取られる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(危機管理課)

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 米軍基地に関係する省庁及び関係市町との連携

県は、武力攻撃事態等において、米軍基地周辺の住民及び米軍基地内の日本人従業員
の安全を確保し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、米軍と調整する必要がある事項や米軍との連携のあり方に関し、平素から関係省庁及び関係市町との密接な連携を図る。

2 国の機関との連携

(危機管理課)

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。特に、連絡調整の主たる窓口である長崎県所在の自衛隊と緊密な連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(危機管理課)

(1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(2) 相互応援協定の締結等

県は、県境を越える避難やNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう締結されている「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成19年7月12日改正）」及び「九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定（平成18年10月23日締結）」のほか、必要により広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制の強化に努める。

また、九州・山口9県で整備した「県の区域を越える住民の避難に関する関係県調整マニュアル（平成20年3月九州・山口各県国民保護主管課（室）長会議）」の円滑な運用について必要な整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

(3) 緊急消防援助隊の支援体制整備

県は、消防庁及び他の都道府県と連携して、緊急消防援助隊による人命救助活動等が円滑に実施できるよう、その支援体制の整備を図る。

(4) 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図るよう努めるものとする。

(5) 近接する県の間での情報共有

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、輸送手段等に関し、近接する福岡県、佐賀県及び熊本県等との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあっては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、長崎県環境保健研究センター等の機関は、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

(6) 他の県に対する事務の委託

長崎県は、隣接県である福岡県、佐賀県及び熊本県等に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要に応じ、調整を図る。

なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事は、避難先の都道府県に対し、国民保護法13条に基づき、事務委託を行うものとする。

4 市町との連携

(危機管理課)

(1) 市町の連絡先の把握等

県は、区域県内の市町との緊密な連携を図る。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、輸送の確保等、県と市町との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

なお、市町の連絡先は、巻末に記載のとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 市町が行うべき事務の代行

県は、市町長が行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町国民保護計画の協議

県は、市町国民保護計画の協議を通じて、県が行う国民保護措置と市町が行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町間の連携の確保

県は、近接する市町が相互の市町国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC（核・生物・化学）対応可能な部隊数やNBC（核・生物・化学）対応資機材の所在について、把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

5 指定公共機関等との連携

(危機管理課)

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は、巻末に記載のとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、県は、都市部の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

6 自主防災組織、NPO（民間非営利組織）・ボランティアに対する支援

(危機管理課、男女共同参画室・県民協働課、福祉保健課)

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のNPO（民間非営利組織）・ボランティアに対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のNPO（民間非営利組織）・ボランティアとの連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

(危機管理課、警察本部)

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 設備 面	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政無線を中心に情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)や関連機器装置の二重化等の方法によって障害発生時における情報収集体制を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る
	<ul style="list-style-type: none"> 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの効果的な運用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を維持するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
面	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 県警察における通信の確保

県警察は、九州管区警察局等、県及び市町と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に努めるものとする。

(4) 市町における通信の確保

市町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(危機管理課、警察本部)

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等その保有する装備資機材を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制の整備に努めるものとする。

(5) 個人情報の取扱い

県は、個人情報の取扱いについては法令の規定に基づき十分留意する。

2 警報等の通知に必要な準備

(全所属)

(1) 警報等の通知先となる関係機関

国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等については、第1編第3章で記載しているところであるが、別途資料編に掲げるとおりとする。

(2) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院その他の多数の者が利用する施設について、市町との役割分担も考慮して定める。

なお、県は、国、県から連絡を受けた運送事業者または団体である指定公共機関、指定地方公共機関に対して、それぞれが管理する駅等多数の者が利用する施設へ連絡を行うよう要請しておくものとする。

また、県が警報の伝達を行う多数の者が利用する施設については、連絡先等、一覧性を持った資料として別途整理を行うものとする。

(3) 市町に対する支援

県は、市町が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町に対し必要な支援を行い、県警察は、市町が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町との協力体制を構築する。

3 市町における警報の伝達に必要な準備

(危機管理課)

市町は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や自主防災組織、自治会等および社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(危機管理課)

(1) 安否情報の種類及び収集・報告様式

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、県が安否情報を収集する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。また、知事が消防庁に安否情報を報告する様式は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書による。

【収集・報告する情報】

- 1 避難住民・負傷した住民
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族・同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

- 2 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）
 - ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑨ 遺体が安置されている場所
 - ⑩ 連絡先その他必要状況
 - ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

(2) 武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムの利用

国民保護法に基づく安否情報事務の実施にあたっては、事務を効率的に行うため、消防庁の「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という）」を利用することを原則とする。なお、利用にあたっては「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン（平成20年8月22日 消防庁国民保護運用室）」の趣旨を踏まえ、適切な安否情報事務を行うものとする。

(3) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、安否情報事務に必要な研修・訓練を行っておくものとする。

安否情報システムを利用した安否情報事務については、必要な人員を確保するため、人材派遣会社の活用や近隣の県の応援、自治会・自主防災組織の協力等が得られるよう整備に努める。

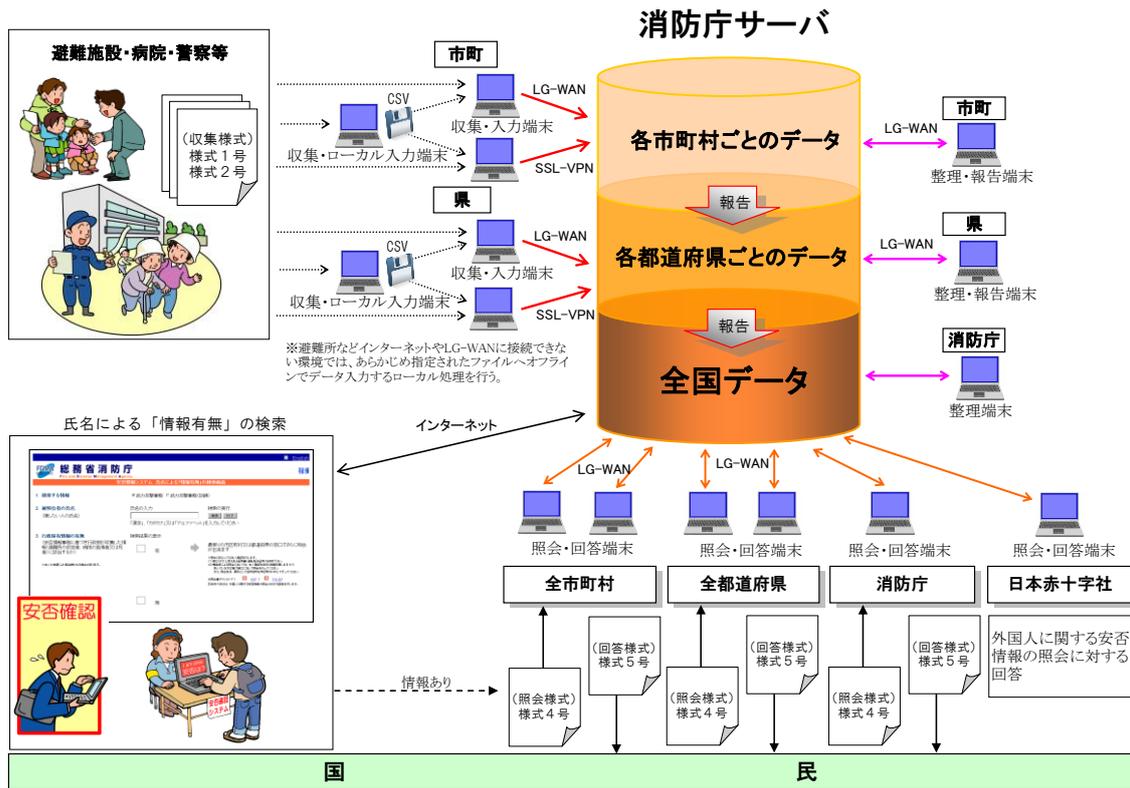
また、市町の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ、市町の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(4) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第2条に定める安否情報報告書様式第3号の周知徹底を図る。

【安否情報システムの概略図】



5 市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(危機管理課)

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(危機管理課)

(1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町に対し、被災情報の報告を「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）」により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、その管理する施設及び設備に関する被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

7 市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

(危機管理課)

市町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5 研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(危機管理課)

(1) 国の研修機関等における研修の活用

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、自治大学校や消防大学校など国の研修機関等の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 県の研修機関における研修の活用

県は、職員研修所等において、広く職員の研修機会を確保するよう努める。また、市町と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニング（インターネットを使った教育、学習）を活用するなど多様な方法による研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用するよう配慮する。

2 訓練

(危機管理課)

(1) 県における訓練の実施

県は、区域内の市町とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練

- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映するよう努める。
- ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 県は、学校、病院その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 県公安委員会は、必要に応じ、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。
- ⑦ 指定地方公共機関は、自主的に、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(全所属)

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

市町が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県は、消防庁が作成するマニュアル[※]も参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

※「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）」平成18年1月31日・消防国第4号

2 救援に関する基本的事項

(危機管理課ほか)

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

(2) 電気通信事業者との協議、情報の共有

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議、情報の共有を行う。

(3) 医療の要請方法等

県は、災害拠点病院や公立病院をはじめとする職員による救護班の編成方法や医療関係団体等に対する救護班の派遣要請方法など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC（核・生物・化学）攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 市町との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町が行うこととすることができることから、市町が行う救援に関する措置の内容、地域等について関係市町と調整を行うものとする。

3 運送事業者等の輸送力・輸送施設の把握等

(危機管理課、新幹線・総合交通対策課、漁港漁場課、道路維持課、港湾課)

県は、運送事業者及び県、市町が有する輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。なお、県自らが保有する輸送手段及び市町が保有する輸送手段についても把握する。

(2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道、港湾、漁港、空港等の輸送施設に関する情報について把握する。

なお、離島の住民の避難にあたっては、国は、自ら保有する航空機及び船舶により、可能な限り避難住民を運送するものとされているため、特に、港湾、漁港、空港の対応能力等についても把握する。

(3) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

(4) 離島における留意事項

県は、離島の住民の避難について、「『離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方』について（平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）・国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）」を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。

この場合において、県は、指定地方公共機関との連携協力を努めるとともに、島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段、想定される避難先までの輸送経路、島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制、島内にある港湾、漁港、空港等までの輸送体制などの情報を把握するものとする。

4 交通の確保に関する体制等の整備

(警察本部、道路維持課)

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制の整備を図るものとする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図るものとする。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

5 避難施設の指定

(危機管理課)

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。
- ③ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期に国に報告する。

(6) 市町及び住民に対する情報提供

県は、市町による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 市町における避難及び救援に関する平素からの備え

(危機管理課)

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル[※]を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者の避難方法等について配慮する。

※「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）」平成18年1月31日・消防国第4号

(2) 避難の指示及び避難実施要領の伝達方法の整備

市町は、知事から避難の指示があった場合、及び避難実施要領を定めた場合の住民及び関係団体への伝達方法について、あらかじめ定めておくものとする。

この場合においても、高齢者、障害者、妊産婦等災害時要援護者および外国人の伝達方法等について配慮する。

(3) 輸送体制の整備等

市町は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

なお、市町は、その保有するバス、車両及び船舶など、避難住民の輸送に使用できる車両等について定めておくものとする。

(4) 市町長が実施する救援

市町は、知事との調整の結果、市町長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

7 動物の保護等に関して配慮すべき事項

(生活衛生課、畜産課)

県は、災害時における動物の管理等への備えと併せて、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日事務連絡環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

ア 特定動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

(全所属)

(1) 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

- ① 施設の種類 ② 名称 ③ 所在地 ④ 管理者名 ⑤ 連絡先
⑥ 危険物質等の内容物 ⑦ 施設の規模

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	県所管部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	土木部
	9号	ダム	国土交通省、 農林水産省	土木部、 農林部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	危機管理監
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	福祉保健部
	3号	火薬類	経済産業省	危機管理監
	4号	高圧ガス	経済産業省	危機管理監
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	8号	毒劇物（薬事法）	厚生労働省、 農林水産省	福祉保健部、 農林部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

(3) 生活関連等施設の情報公開上の取扱い

生活関連等施設の情報公開については、「生活関連等施設情報公開ガイドラインの送付について（平成18年7月20日事務連絡・消防庁国民保護室通知）」に基づくものとする。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(全所属)

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町における平素からの備え

(危機管理課)

市町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市町は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第2 県が管理する公共施設等における警戒

(全所属)

県が管理する公共施設、公共交通機関等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県として、以下のとおり、予防対策について定める。

県は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

市町が管理する公共施設等における警戒についても、県の措置に準じて実施するものとする。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(危機管理課、福祉保健課、農産園芸課、医療政策課、水環境対策課、薬務行政室、住宅課、建築課、教育庁)

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

(3) 県民への啓発

住民の避難や避難住民等の救援に必要な食料、飲料水、生活必需品等必要な物資の備蓄・整備については、行政機関だけの取り組みには限界があるため、県民自らの取り組みが必要である。

このため、県は、県民に対して非常時における備蓄の必要性について理解を求め、啓発を行う。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(危機管理課、福祉保健課、農産園芸課、医療政策課、水環境対策課、薬務行政室、住宅課、建築課、教育庁)

(1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(3) 国、市町その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町その他関係機関と連携する。

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(全所属)

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

(危機管理課)

市町及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、それぞれの市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(危機管理課、教育庁)

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ協力し、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用する等、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

県教育委員会は、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、全学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

(4) 観光施設、宿泊施設等における啓発

県は、観光施設、ホテル等の管理者が観光客等に対し避難所、避難経路を確実に伝達するとともに、従業員等による引率等により避難が円滑に行われるよう啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(危機管理課、警察本部)

(1) 住民が取るべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、国が作成する啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置(車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等)について、自然災害時の措置に準じ周知徹底するものとする。

3 市町における国民保護に関する啓発

(危機管理課)

市町は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生しているが、その被害の原因が明らかでない場合など、武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、県は、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における県の初動体制について、以下のとおり定める。

1 特殊重大災害対策本部等の設置及び初動措置

(危機管理課、警察本部)

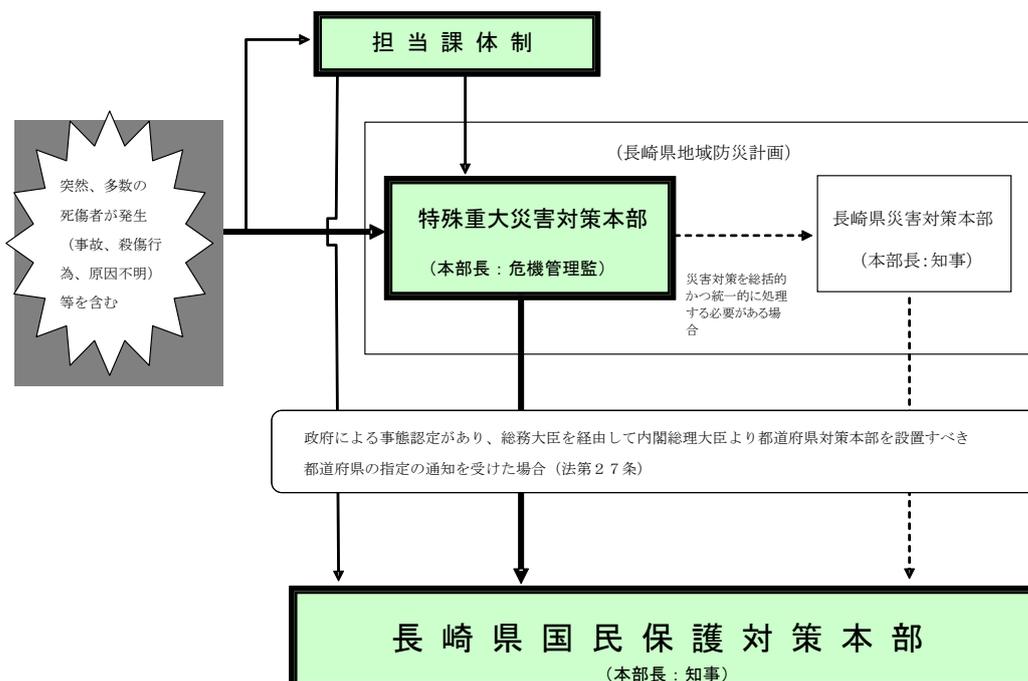
(1) 特殊重大災害対策本部等の設置

- ① 消防機関や市町からの連絡、住民からの通報その他の情報により、県の各部局等が多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を危機管理課を通じて知事、副知事、危機管理監に報告する。

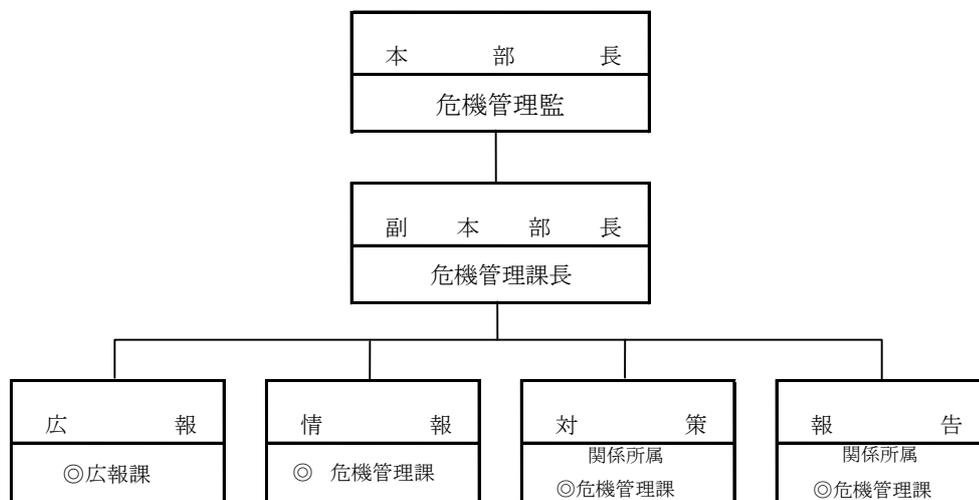
危機管理課長は、上記事案を覚知したときは、危機管理監の命をうけて、事態の状況に応じて、担当課体制又は地域防災計画に定める特殊重大災害対策本部の設置を発令し、初動措置にあたるものとする。

事案が発生し、初動体制を確立し、県対策本部を設置するまでの流れを整理すると次のとおりとなる。

【初動体制の確立から県対策本部を設置するまでの流れ】



- ② 特殊重大災害対策本部の体制は、「長崎県地域防災計画（資料編）」の「特殊重大災害発生時における初動体制要領」に定めるとおりとする。なお、組織編成は、次のとおりである。



凡例 ◎印は窓口所属を示す。

- ③ 県は、特殊重大災害対策本部を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を経由（警察本部長においては、警察庁を経由）して国〔内閣官房〕に連絡する。
- ④ 特殊重大災害対策本部は、県警察、消防、管区海上保安本部等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- (2) 特殊重大災害対策本部等における初動措置
- 県は、担当課体制を設置したときは、情報収集等による状況把握を行い、その対応にあたる。
- 県は、特殊重大災害対策本部において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。
- 事態認定後においては、必要に応じ、退避の指示、緊急通報の発令等の国民保護法に基づく措置を実施する。
- (3) 知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。
- (4) 知事は、当該事案が原因不明であり、その態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合であって、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めるときは、地域防災計画に基づく県災害対策本部を設置し、特殊重大災害対策本部を廃止する。

(5) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。県の区域内の市町の長から、市町対策本部を設置すべき市町の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

2 国民保護対策本部に移行する場合の調整

(危機管理課)

特殊重大災害対策本部又は県災害対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、特殊重大災害対策本部又は県災害対策本部は廃止する。

3 市町における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

(危機管理課)

- (1) 市町長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町は、県に準じた対応をとるものとする。
- (2) 市町が「緊急事態連絡室」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町国民保護対策本部（以下「市町対策本部」という。）を設置すべき市町の指定の通知があった場合は、直ちに市町対策本部を設置し、「緊急事態連絡室」等は廃止するものとする。
- (3) (2)の場合において、市町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 県対策本部の設置

(全所属)

(1) 県対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

② 知事による県対策本部の設置

指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する。

事前に特殊重大災害対策本部を設置していた場合は、県対策本部に切り替えるものとする。

③ 県対策本部員及び県対策本部職員の参集

県対策本部担当者は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、職員参集システム等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。

なお、具体的な参集方法等については、別途「長崎県国民保護初動対応マニュアル」に定める。

④ 県対策本部の設置

県対策本部は、原則として県庁新別館3階災害対策本部室に設置する。

知事は、県対策本部を設置したときは、次の者に県対策本部を設置した旨を連絡する。

ア 県議会 イ 県の関係地方機関 ウ 市町及び消防本部

エ 総務省消防庁 オ 陸上自衛隊西部方面総監部

カ 海上自衛隊佐世保地方総監部 キ 航空自衛隊西部航空方面隊

ク 自衛隊長崎地方協力本部 ケ 第七管区海上保安本部

コ 関係する指定公共機関 サ 指定地方公共機関

⑤ 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 県は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、以下のとおり県対策本部の予備施設を指定する。

【予備施設の指定】

次に掲げる順位で、県対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、知事の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1位〕 県北振興局

〔第2位〕 島原振興局

また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 県対策本部の組織構成及び機能、事務分掌

① 県対策本部の組織構成は、次のとおりとする。

ア 県対策本部の本部長（以下「県対策本部長」という。）は、知事をもって充て、対策本部の事務を総括する。

イ 県対策本部の副本部長は、副知事をもって充て、県対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 県対策本部の本部員は、各部局長（振興局を除く一般行政部門）、会計管理者（出納局長）、交通局長、病院事業管理者、教育長、および警察本部長をもって充てる。

また、県対策本部に、武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報責任者を置き、総務部長をもって充てる。

エ 県対策本部に置かれる部および班の編成ならびに各組織の機能（事務分掌）は、巻末の記載のとおりとする。

② 長崎県国民保護対策本部等の運営に関する要領

上記の他、県対策本部の組織及び機能等に関し必要な事項は、「長崎県国民保護初動対応マニュアル」に定めるほか、本部室の配置および装備については、「長崎県災害対策本部事務処理要領」を準用する。

(3) 県対策本部における広報及び安否情報の照会に対する回答等

県対策本部に、広報責任者を長とし、広報責任者が指定する各部の班員で構成する武力攻撃災害県民情報センターを置き、県民等への情報提供、行政相談、安否情報の照会に対する回答について一元的に対応する。

広報の内容は、正確な情報を迅速に提供する。

県対策本部において重要な方針を決定した場合は、知事自ら記者会見を行う。

(4) 県現地対策本部の設置

知事は、避難住民の数が多地域等において、市町対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

現地対策本部は、原則として県振興局に設置する。

(5) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

政府現地対策本部が設置され、政府現地対策本部長が必要に応じ開催する武力攻撃事態等合同対策協議会について参加を求められたときは、県対策本部長又は県対策本部長が指名する対策本部員がその任にあたるものとする。

(6) 現地調整所の設置

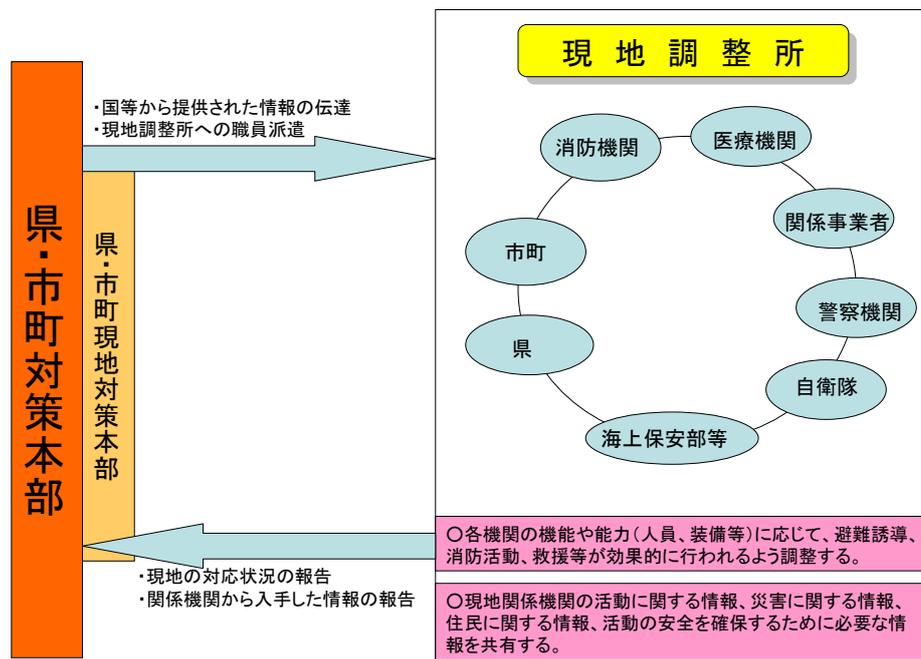
① 現地調整所の設置

ア. 知事は、市町が対応することが困難な場合や災害の状況が重大な場合、当該措置が市町の区域を越えて実施される場合など、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

なお、県は、対応の困難性、災害の重大性、市町の区域を超えた広域的観点等に対応して、円滑な国民保護措置が行われるよう留意するものとする。

また、現地調整所を速やかに設置する必要がある場合に市町・県以外の現地関係機関が現地調整所を設置したときは、県は、当該現地調整所に職員を参画させ、関係機関による円滑な連携を図られるよう、積極的に連絡調整に当たらせるものとする。

【現地調整所の組織編成例】



※ 現地調整所とは、現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うために、個々の現場に設けるものである。

イ. 現地調整所は、武力攻撃災害の規模・影響を受ける区域の範囲等を勘案して、市町又は県のうち、最も適切に対処し得る団体により設置されるものとする。

ウ. 現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置されるものとする。県は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現地調整所の設置場所を決定するものとする。また、現地調整所には、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げるものとする。

※ 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

② 現地調整所の活動

ア. 現地調整所の運営

県が設置した現地調整所の運営（会議の開催等の各現地関係機関の間の連絡調整に係る事務）は、市町および他の現地関係機関の協力を得て行うものとする。現地関係機関の各代表者は、活動内容の確認等及び情報の共有を行うために、随時参集し、協議を行うものとする。

イ. 活動内容に関する確認等

現地調整所に派遣された現地関係機関の各代表者は、各機関の機能や能力（人員、装備等）に応じて効果的な活動が行われるよう、活動内容の確認及び調整を行うものとする。

確認及び調整を行う活動の例

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| i 避難住民の誘導 | ii 消防活動 |
| iii 被災者の救援（医療の提供、被災者の捜索及び救出等） | |
| iv 汚染原因物質の除去又は除染 | v 警戒区域の設定、交通の規制 |
| vi 応急の復旧 | vii 広報 |

ウ. 情報共有

各現地関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、適時適切に情報を提供するものとする。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については、できる限り迅速に共有することとする。各現地関係機関は、現地調整所を通じて入手した最新の情報を、所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、その保全に努めるものとする。

現地調整所において共有する情報の例

- | |
|------------------------------------|
| i 現地関係機関の活動に関する情報 |
| ・ 現地関係機関の部隊等の編成状況（人員数等） |
| ・ 現地関係機関の活動状況（作業の進捗状況等） |
| ii 災害に関する情報 |
| ・ 攻撃による被害の状況（火災の状況等） |
| ・ 交通に関する情報（道路、線路、橋等の破損状況、交通規制の状況等） |
| ・ 二次災害の状況（危険性に係る情報を含む） |
| ・ 有毒物質の有無や大気中の放射線又は放射性物質の量 |

iii 住民に関する情報

- ・ 被災者の数、負傷者等の状況
- ・ 住民の避難状況、避難施設の状況
- ・ 住民の安否に関する情報

iv 活動の安全を確保するために必要な情報

- ・ 現地で活動する職員や住民の安全に係る事態の展開等

③ 県対策本部と現地調整所との連携

県の対策本部（現地対策本部が設置されている場合には、当該現地対策本部を含む。以下同じ。）は、収集した情報を現地調整所に伝達することとし、現地調整所は、現地の活動内容等を県の対策本部に対して報告するものとする。この際、それぞれの伝達及び報告は迅速に行い、国民保護措置が円滑に行われるよう努めるものとする。

※ 原子力災害並びに核物質、生物剤又は化学剤若しくはこれらを用いた大量破壊兵器による災害への対処における現地関係機関の連携については、他に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

(7) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

また、市町対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

② 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる（自衛隊の連絡員の派遣）。

④ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

⑤ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。この場合、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自律性並びに放送事業者の言論その他表現の自由に特に配慮する。

⑥ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(危機管理課)

(1) 非常用情報通信手段の確保

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政無線を中心に、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。

(2) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、^{エルジーワン}LGWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(3) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(4) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(5) 市町における通信の確保

市町は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国の対策本部との連携

(危機管理課)

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(危機管理課)

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 市町からの措置要請

県は、市町から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(危機管理課)

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

① 知事は、主に次に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。

ア 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）

イ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）

ウ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC（核・生物・化学）攻撃による汚染への対処等）

エ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

要請にあたっては、武力攻撃事態等において、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する。

- ② 知事は、市町長から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
- ③ 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

（危機管理課、警察本部）

（1）都道府県間の応援

- ① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。
- ② 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。
- ③ 応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

(2) 事務の一部の委託

① 県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の安全確保の責務の明確化の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

② 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

(危機管理課)

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(危機管理課、人事課)

(1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

(3) 県は、市町から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

(4) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

(5) 知事は、市町から職員の派遣についてのあつせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あつせんを行う。

7 県の行う応援等

(危機管理課)

(1) 他の都道府県に対して行う応援等

- ① 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2) 市町に対して行う応援等

- ① 県は、市町から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 県は、市町がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。
- ③ 県は、市町長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 自主防災組織、NPO（民間非営利組織）・ボランティアに対する支援等

(危機管理課、県民協働課、福祉保健課)

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望について適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、NPO（民間非営利組織）・ボランティアと相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

9 住民への協力要請

(危機管理課)

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要事項について、以下のとおり定める。

1 警報の通知等

(全所属)

(1) 警報の通知

- ① 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を第1編第3章に掲げるところに従って、次の者に通知する。

ア 市町長	イ 消防本部
ウ 県の他の執行機関	エ 県の関係地方機関
オ 放送事業者その他の指定地方公共機関	カ その他の関係機関

警報の内容（法第44条第2項）

- i 武力攻撃事態等の現状および予測
- ii 武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域（ただし、地域を特定できない場合は、示されない場合がある（法第44条第3項））
- iii その他住民および公私の団体に対し、周知させるべき事項

- ② 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

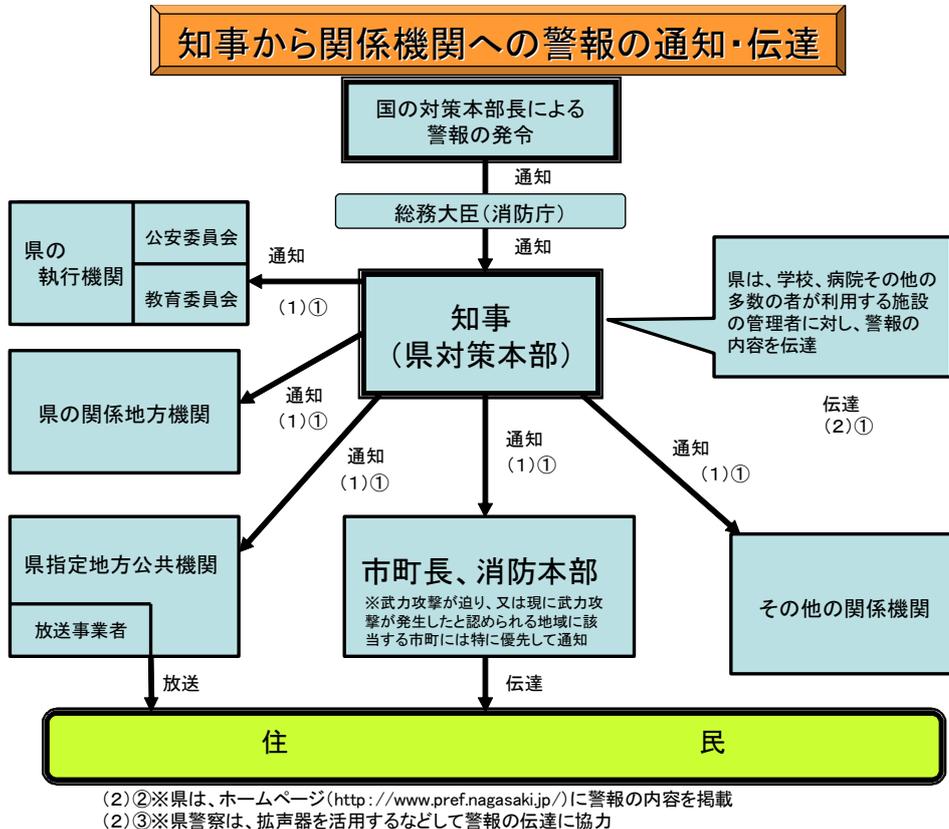
- ③ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

(2) 警報の伝達等

- ① 県は、学校、病院その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、第2編第1章第4の2に掲げるところに従って、警報の内容を伝達する。

- ② 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ（<http://www.pref.nagasaki.jp/>）に警報の内容を掲載する。
- ③ 県警察は、市町と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように努めるものとする。



2 市町長の警報伝達の基準

(危機管理課)

- (1) 市町長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、現在市町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。
 - ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれる場合

この場合においては、原則として、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用し、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、その他の情報伝達手段も用いて住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

イ なお、このことは、市町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

(3) 市町長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の発令

(危機管理課)

(1) 緊急通報の発令

① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

② この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

③ 県警察は、市町と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、緊急通報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように努めるものとする。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

緊急通報の内容 (法第99条第2項)

- i 武力攻撃災害の現状及び予測
- ii その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

【緊急通報の内容の一例】

【A県A郡〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様】

- ・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、××01-〇〇02まで電話すること。

(3) 緊急通報の通知方法

- ① 知事は、緊急通報を発令した場合は、次の者に通知する（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

- | | |
|------------|---------------------|
| ア 市町長 | イ 消防本部 |
| ウ 県の他の執行機関 | エ 県の関係地方機関 |
| オ 関係指定公共機関 | カ 放送事業者その他の指定地方公共機関 |
| キ その他の関係機関 | |

- ② 知事は、緊急通報を発令した場合は、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

(4) 市町長による緊急通報の伝達

市町長は、当該緊急通報発令の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。

(5) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

第2 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。

1 避難措置の指示

(危機管理課)

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

① 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を第1編第3章に掲げるところに従って、次の者に通知する。

- | | |
|---------------------|------------|
| ア 市町長 | イ 消防本部 |
| ウ 県の他の執行機関 | エ 県の関係地方機関 |
| オ 放送事業者その他の指定地方公共機関 | カ その他の関係機関 |

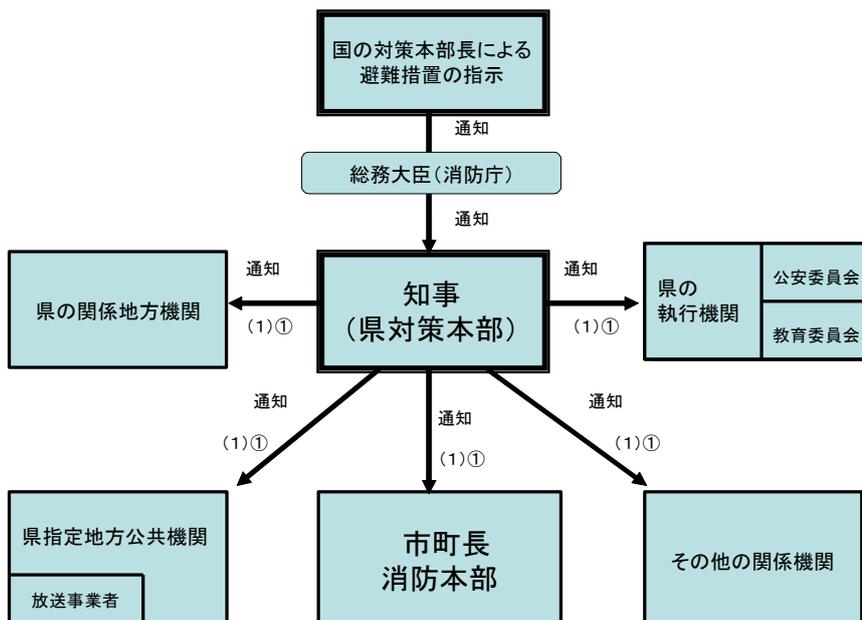
避難措置の指示の内容（法第52条第2項）

- i 住民の避難が必要な地域(要避難地域)
- ii 住民の避難先となる地域(避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。)
- iii 関係機関が講ずべき措置の概要

② 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

知事から関係機関への避難措置の指示の通知の仕組みは、次の図のとおりである。

知事から関係機関への避難措置の指示の通知



(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

- ① 要避難地域を管轄する場合
避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示
- ② 避難先地域を管轄する場合
避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置
- ③ 通知を受けた場合（①又は②以外の場合）
警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

(3) 大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示について

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。

当該避難措置の指示に際して、国の対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡するものとする。

2 避難の指示

(危機管理課、新幹線・総合交通対策課、生活衛生課、畜産課、道路維持課、警察本部)

(1) 住民に対する避難の指示

- ① 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、次の内容を示して直ちに避難を指示する。

この場合において、地理的特性等にかんがみ、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、当該住民へも避難を指示する。

避難の指示の内容（法第54条第2項）

- i 要避難地域
- ii 避難先地域
- iii 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
- iv 主要な避難の経路
- v 避難のための交通手段
- vi その他避難の方法

- ② 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

(2) 避難の指示に際して調整を要する事項

- ① 要避難地域に該当する市町毎の避難住民数の把握
ア 関係市町からの最新の情報の入手
- ② 避難のための運送手段の調整
ア 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整
イ 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
ウ 積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意
- ③ 主要な避難経路や交通規制の調整
ア 県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整
イ 道路の状況に係る道路管理者との調整
- ④ 区域内外の避難施設の状況の確認
ア 避難施設データベースにより条件を検索し、避難施設の候補施設の選定
- ⑤ 国による支援の確認
ア 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
イ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
ウ 防衛省への支援要請
- ⑥ 市町との役割分担の確認
ア 市町の誘導能力の把握、市町の支援要望の聴取、広域的な調整
- ⑦ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
ア 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
イ 国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応
(必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)
- ⑧ 動物の保護等に関する配慮
ア 県は、国（環境省、農林水産省）から別途示されている「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携を図りながら、当該措置の実施に努める。
イ 特定動物等の逸走対策
ウ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

【避難の指示の内容の一例】

避難の指示（一例）

長 崎 県 知 事

○月○日○時現在

- 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。
要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。
- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
 - (1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
 - ・輸送手段及び避難経路
 国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
 ○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）
 - ※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
 - ※ 細部については、A市の避難実施要領による。
 - ※ A市職員の誘導に従って避難する。
 - (2) A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
 - ・輸送手段及び避難経路
 徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。
 ・・・・以下略・・・
- (注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。
- ※ 関係機関が構すべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

- 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。
 - ア 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
 - イ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

(3) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

- ① 放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送するものとする。
- ② 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというのではなく、その放送の方法については、武力攻撃事態等の状況に即して放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

(4) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

- ① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の安全確保の責務の明確化の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

- ア 避難住民数、避難住民の受入予定地域
- イ 避難の方法（輸送手段、避難経路） 等

- ② この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。
- ③ 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。
- ④ 知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずるものとする。なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずるものとする。

※ 九州・山口9県間の県の区域を越える住民避難については、「県の区域を越える住民の避難に関する関係県調整マニュアル」（平成20年3月 九州・山口各県国民保護主管課（室）長会議）を踏まえた手続きを行う。

(5) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(6) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(7) 避難の指示の通知及び伝達

知事は、避難の指示をしたときは、次の者に通知する（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

この場合において、避難先地域を管轄する市町長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

- ア (1)の市町長以外の市町長
- イ 消防本部
- ウ 県の他の執行機関
- エ 県の関係地方機関
- オ 関係指定公共機関
- カ 放送事業者その他の指定地方公共機関
- キ その他の関係機関
- ク 避難先地域の避難施設の管理者

(8) 避難施設の管理者による施設の開放等

避難施設の管理者は、当該避難の指示の通知を受けたときは、速やかに避難施設の開設を行うものとする。

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者などと連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在するものについても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

3 本県の地域特性に応じた、避難の指示に際しての留意事項

(危機管理課、新幹線・総合交通対策課)

(1) 離島における住民の避難

県は、離島の住民を島外に避難させる場合には、輸送手段に大きな制約があることから、国から別途示されている「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方」に基づき、離島の住民の避難を确实・迅速に行うものとする。

- ① 知事及び市町長は、以下の手段を活用し、住民の避難のための輸送力の確保に努めるものとする。
 - ア 県及び市町が保有する車両及び船舶を利用すること
 - イ 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して運送の求めを行うこと
 - ウ 国（防衛省及び海上保安庁）に対して、その保有する航空機及び船舶による運送の要請を行うこと

- ② 知事は、以下の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡するものとする。

この場合において、離島からの全島避難を前提に、国の関係機関との緊密な連携を図る。

 - ア 避難すべき住民の数、想定される避難方法
 - イ 現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

- ③ 運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、知事は、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行うものとする。

- ④ 県は、市町と連携しながら、避難の時期、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他の避難の方法を示し（避難の指示）、原則として、島内の空港・港湾から本土の空港・港湾まで及び本土の空港・港湾から避難先地域までの交通手段について確保を図るものとする。

- ⑤ 市町長は、知事の避難の指示も踏まえ、避難の時期、避難の経路、交通手段等を決定し、あらかじめ定めた避難実施要領のパターンを基に避難実施要領を定め、島内の空港・港湾までの交通手段を確保し、避難住民を誘導する。

- ⑥ 知事は、離島の住民を島外に避難させるにあたって、県の区域を越える場合には、避難先の知事及び避難の経路となる知事と、緊密な連携を図る。

- ⑦ 県及び市町は、属島と本島間の住民輸送、離島と本土間の距離が近い場合の住民輸送、あるいは港湾と沖止めした大型船舶間の住民輸送など、近距離の住民輸送を行うにあたっては、安全の確保が十分であると判断した場合、必要に応じ補助的な運送手段として、法令等の範囲内での漁船等による住民輸送について協力を要請する。

この場合には、漁船等による住民輸送は、漁業従事者等の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって、強制にわたることがあってはならない。

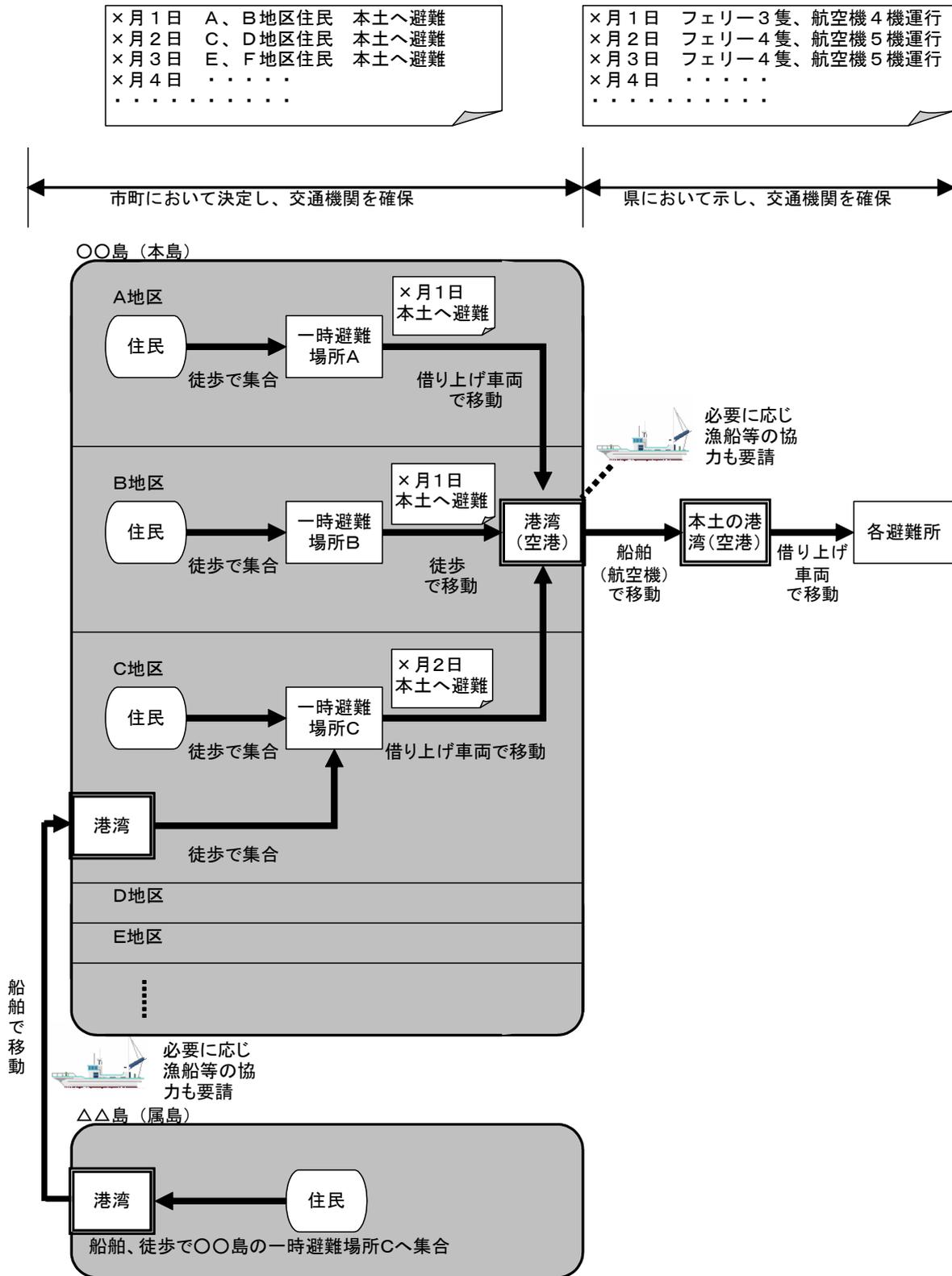
- ⑧ 県は、各離島からの避難については、次の考え方を基本とし、国及び市町と調整のうえ、決定するものとする。

なお、具体的な武力攻撃事態等の態様によっては、経路の変更、複数の経路の併用など状況に応じた対応を行うものとする。

【各離島地域から本土へ避難する場合の基本的考え方】

地 域	島 名	住民の避難方法、交通手段等
対馬島地域	対馬島	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の時期、避難経路、交通手段等は、県が示す避難の指示も踏まえ、対馬市が決定。 ○島内の港湾・空港までの交通手段は、対馬市が確保。 ○本土までの船舶・航空機は、県が確保。
	それ以外の島	○住民は、対馬市が定めた方法により対馬島へ一時避難した後、対馬島の住民と一体となり本土へ避難。
壱岐島地域	壱岐島	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の時期、避難経路、交通手段等は、県が示す避難の指示も踏まえ、壱岐市が決定。 ○島内の港湾・空港までの交通手段は、壱岐市が確保。 ○本土までの船舶・航空機は、県が確保。
	それ以外の島	○住民は、壱岐市が定めた方法により壱岐島へ一時避難した後、壱岐島の住民と一体となり本土へ避難する。
五島列島地域	福江島 中通島 若松島 漁生浦島 有福島 日島 奈留島	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の時期、避難経路、交通手段等は、県が示す避難の指示も踏まえ、五島市、新上五島町がそれぞれ決定。 ○島内の港湾・空港までの交通手段は、五島市、新上五島町がそれぞれ確保。 ○本土までの船舶・航空機は、県が確保。
	それ以外の島	○住民は、五島市、新上五島町がそれぞれ定めた方法により福江島、中通島、若松島または奈留島へ一時避難した後、本土へ避難。
平戸諸島地域	宇久島 小値賀島	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の時期、避難経路、交通手段等は、県が示す避難の指示も踏まえ、佐世保市、小値賀町がそれぞれ決定。 ○島内の港湾・空港までの交通手段は、佐世保市、小値賀町がそれぞれ確保。 ○本土までの船舶・航空機は、県が確保。
	それ以外の島	○住民は、佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町がそれぞれ定めた方法により本土へ避難。
西彼諸島地域	全 島	○住民は、長崎市、西海市がそれぞれ定めた方法により本土へ避難。

【離島からの住民避難のイメージ】



※徒歩の場合、災害時要援護者については、借り上げ車両等を利用できるよう配慮する。

(2) 米軍基地周辺の住民等の避難

- ① 国は、基本指針において、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、必要な調整を行うものとされている。
- ② 知事は、地元市町と調整を図りながら、米海軍佐世保基地の連絡窓口と緊密に連絡を行い、米軍基地周辺住民の避難の実施に関し必要な情報を入手し、住民及び関係機関等に対し迅速に提供するよう努める。
- ③ 知事は、米軍基地周辺の住民の避難誘導及び米軍基地内の日本人従業員に対する警報伝達・避難誘導に関し、関係省庁をはじめ、地元市町と緊密な連携を図り、米海軍佐世保基地の連絡窓口を通して必要な調整を行う。

(3) 自衛隊基地周辺の住民等の避難

知事は、住民の避難誘導が円滑に行われるよう、地元市町と連携を図り、県内所在の自衛隊等と緊密に連絡を行い、自衛隊基地周辺の住民の避難の実施に関し必要な情報を入手し、住民及び関係機関等に対し迅速に提供するよう努める。

(4) 観光客の避難

観光施設、ホテル等の管理者は、次のとおり観光客の避難を円滑に行うものとする。

- ア 観光客等に対し避難所、避難経路を確実に伝達する。
- イ 従業員による引率等を行う。

(5) 大都市における住民の避難

- ① 国の対策本部長は、基本指針においては、大都市の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。
- ② 知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応するものとする。

4 武力攻撃事態等の類型等に応じた、避難の指示に際しての留意事項

(危機管理課、新幹線・総合交通対策課)

(1) 武力攻撃原子力災害の場合

知事は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、次のような指示を行うものとする。

ア コンクリート屋内等への屋内避難を指示

イ 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示

(2) NBC（核・生物・化学）攻撃の場合

知事は、NBC（核・生物・化学）攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

なお、国（内閣官房、消防庁）が作成する緊急時に住民が取るべき行動を記載した各種資料※について、ホームページの活用などにより、住民に周知を図るものとする。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）

- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

なお、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

【避難の指示の内容の一例】

避難の指示（一例）

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

(特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)
- 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。
弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・

(4) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。
- ② ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
なお、退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものであり、知事にもこの権限が付与されているものである。
ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、知事は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示するものとする。
- ③ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町と警察、管区海上保安本部等、自衛隊の連携が図られるように広域の見地から市町長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

【避難の指示の内容の一例】

避難の指示（一例）

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- BB地区の住民については、市町長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。
健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

(5) 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。
このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。
- ② このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

5 県による避難住民の誘導の支援等

(危機管理課、福祉保健課、医療政策課、警察本部)

(1) 市町長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、避難経路の選定及び交通規制の内容について、市町長に対し必要な助言を行うものとする。

(2) 市町長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町

からの要請に基づく所要の措置を講ずるものとする。

(3) 市町長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域的見地からの市町長の要請の調整

知事は、複数の市町長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町長により行われなときは、知事は、市町長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

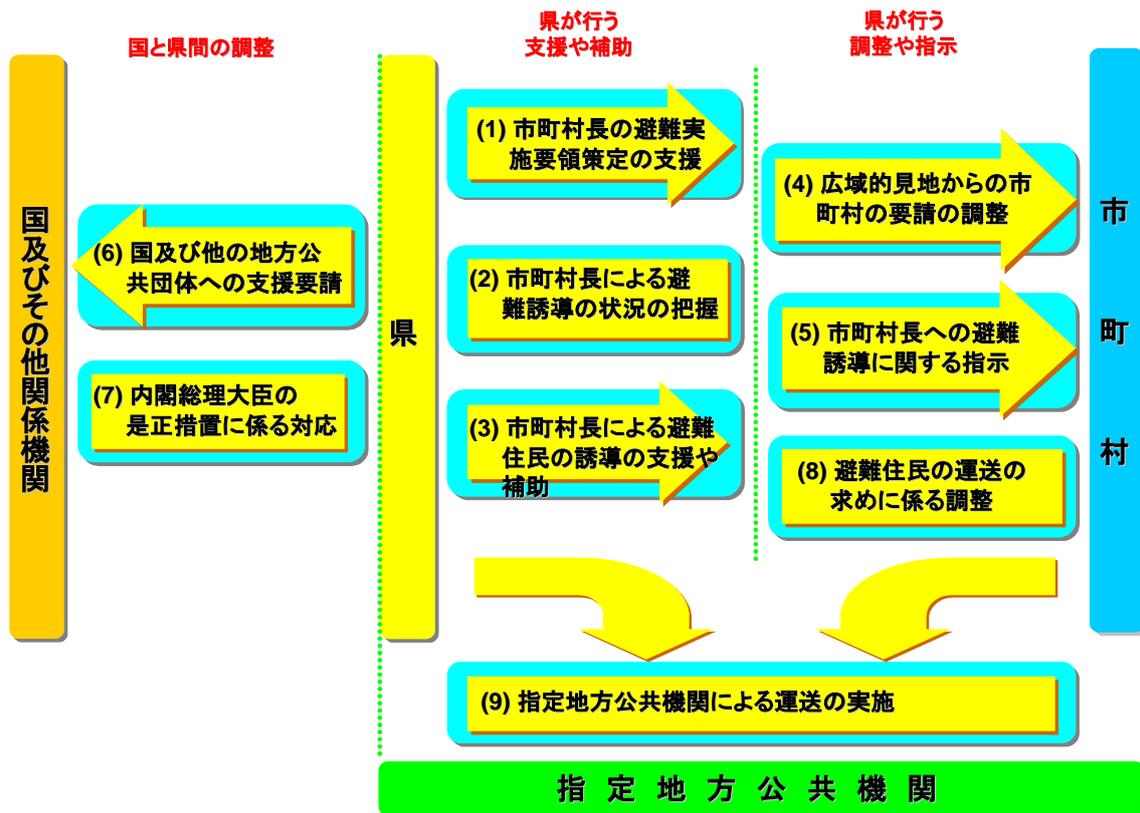
知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

(9) 指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとし、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

県による避難住民の誘導の仕組みは、次の図のとおりである。

県による避難住民の誘導の支援等



6 避難実施要領

(危機管理課)

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項を市町国民保護計画の基準として定める。

(1) 避難実施要領の策定

市町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁作成の「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）」等を参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

避難実施要領に定める事項

- i 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ii 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- iii 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

【例】

A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

【例】

避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

【例】

集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

【例】

バスの発車時刻：〇月〇日15:20、15:40、16:00

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

【例】

集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

【例】

集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より、〇月〇日の15:30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

⑦ 市町職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

【例】

誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

【例】

避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

【例】

避難誘導要員は、○月○日18:00に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

【例】

携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC（核・生物・化学）災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【例】

緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0×-××52-××53) 担当○田×夫

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（案）

長崎県 A 市長

〇月〇日〇時 現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

- 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、〇〇鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、〇日〇時〇分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合：A市1地区の住民は、A市A港に、〇日〇時〇分を目途に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇日〇時〇分発B市B1港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

・・・以下略・・・

- (2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

- (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員

- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 △山○男

T E L 0×-52××-××51 (内線 ××××)

F A X 0×-52××-××52

・・・以下略・・・

7 避難所等における安全確保等

(警察本部)

県警察は、要避難地域等における各種犯罪や混乱を防止するため、警戒の強化、避難所等の巡回等を行い、住民の安全確保に努める。

また、被災地において発生しがちな各種犯罪の取締りを重点的に行うとともに、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、住民等の不安の軽減に努めるものとする。

第5章 救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(危機管理課、生活衛生課、水環境対策課、福祉保健課、医療政策課、
薬務行政室、農産園芸課、住宅課、建築課、教育庁、警察本部)

(1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市町による救援の実施に係る調整

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援に関する事務の一部を市町長が行うこととすることができる。

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町長へ通知する。

(3) 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、国において行われる研究・検

討の結果を踏まえ、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な検討を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

(危機管理課、新幹線・総合交通対策課、福祉保健課)

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 市町との連携

1 (2)において市町が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(5) 緊急物資の運送の求め等

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の5の(8)に準じて行う。

(6) 指定地方公共機関による緊急物資の運送

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第3編第4章第2の5の(9)に準じて行う。

3 救援の内容

(危機管理課、生活衛生課、水環境対策課、福祉保健課、医療政策課、
薬務行政室、農産園芸課、住宅課、建築課、教育庁、警察本部)

(1) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

ア 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）

イ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理

ウ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮

エ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与

オ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与

カ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）

キ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応

ク 提供対象人数及び世帯数の把握

収容施設は、原則としてあらかじめ避難施設として指定している学校、公民館、体育館を利用することとするが、これにより難しい場合は、避難施設として指定している広場、公園等に天幕等を設置する。

また、避難が長期にわたることが見込まれる場合には、応急仮設住宅等を設置する。

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ア 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認

イ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請

ウ 提供対象人数及び世帯数の把握

エ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

③ 医療の提供及び助産

- ア 医薬品、医療資機材、NBC（核・生物・化学）対応資機材等の所在の確認
- イ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ウ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- エ 避難住民等の健康状態の把握
- オ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- カ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- キ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ク 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

知事は、医師等による救護班を編成し派遣するとともに、必要に応じて臨時の医療施設を開設する。この場合においては、県職員である医療関係者を活用するほか、日本赤十字社をはじめとする医療機関である指定公共機関に協力を要請する。さらに、大規模な武力攻撃が発生した場合において、必要があると認めるときは、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県看護協会を通じ、医師、看護師等医療関係者に対し、場所及び期間その他必要な事項を示して、医療を行うよう要請する。

④ 被災者の捜索及び救出

- ア 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、管区海上保安本部等の関係機関との連携
- イ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

⑤ 埋葬及び火葬

- ア 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- イ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ウ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- エ 県警察及び管区海上保安本部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- オ 国民保護法第12条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

⑥ 電話その他の通信設備の提供

- ア 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- イ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ウ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- エ 聴覚障害者等への対応

- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ア 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
 - イ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
 - ウ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - エ 応急修理の相談窓口の設置

- ⑧ 学用品の給与
 - ア 児童生徒の被災状況の収集
 - イ 不足する学用品の把握
 - ウ 学用品の給与体制の確保

- ⑨ 死体の捜索及び処理
 - ア 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、管区海上保安本部等の関係機関との連携
 - イ 被災情報、安否情報の確認
 - ウ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
 - エ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
 - オ 死体の一時保管場所の確保

- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - ア 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - イ 障害物の除去の施工者との調整
 - ウ 障害物の除去の実施時期
 - エ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

（医療政策課）

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

- ① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動
 - ア 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施
 - イ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
- ② 生物剤による攻撃の場合の医療活動
 - ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
 - イ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

ア 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

5 救援の際の物資の売渡し要請等(危機管理課、水環境対策課、福祉保健課、医療政策課、
薬務行政室、農産園芸課、住宅課、建築課、教育庁)

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

なお、特定物資の収用や保管命令、土地等の使用を行うにあたっては、必要な事項を記載した公用令書を交付して行う。公用令書を交付すべき相手方、事後交付の手続き等については、国民保護法施行令に基づき実施する。

また、知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の売渡しの要請、収用、保管命令を行うよう要請する。

ア 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請

イ 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用

ウ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

エ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

オ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

カ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

キ 医療の要請及び指示

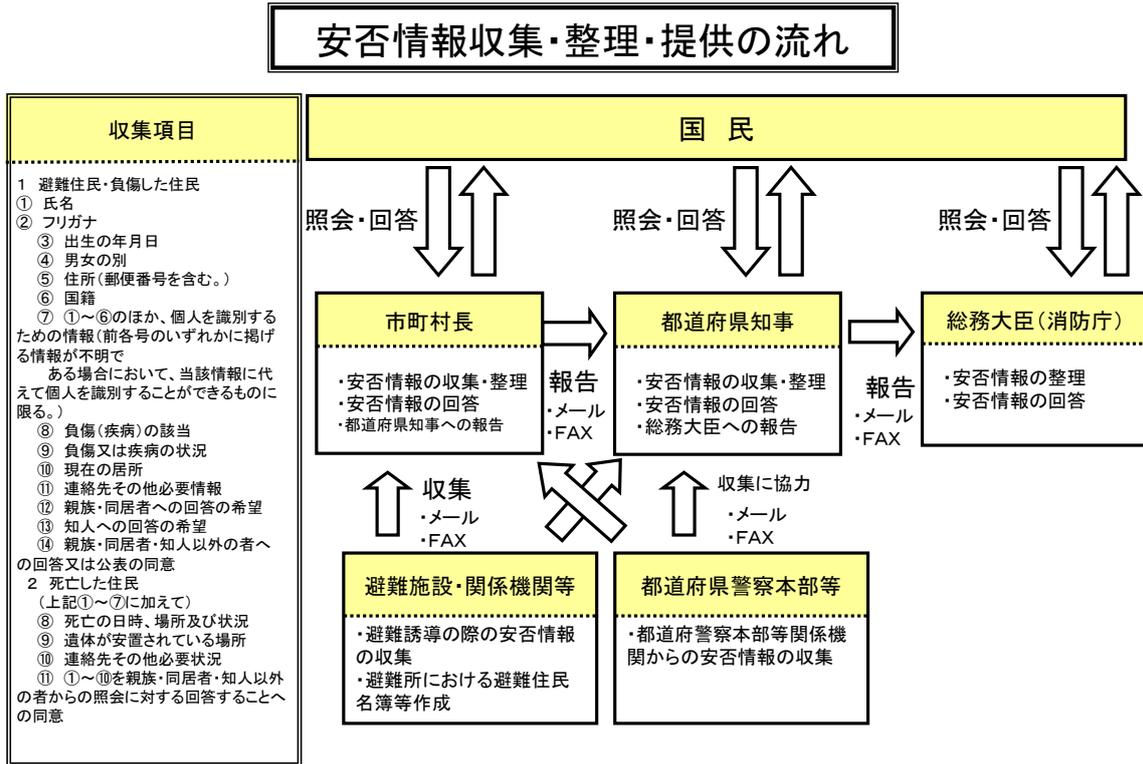
(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れは、次の図のとおりである。



1 安否情報の収集

(危機管理課、教育庁、警察本部)

(1) 安否情報の収集

県は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 総務大臣に対する報告

(危機管理課)

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(危機管理課、広報課)

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 県対策本部に設置する武力攻撃災害県民情報センターを安否情報の照会窓口とする。
県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する武力攻撃災害県民情報センターに、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付け、その内容を聴取する。

(2) 安否情報の回答

- ① 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- ② 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

(危機管理課)

県は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 市町による安否情報の収集及び提供の基準

(危機管理課)

(1) 市町による安否情報の収集

市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市町による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(危機管理課)

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC（核・生物・化学）攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(危機管理課、警察本部)

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

なお、知事は、武力攻撃災害による住民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令する。

3 生活関連等施設の安全確保

(全所属)

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部長等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設の安全確保のため必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

緊急の場合においては、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行うことがあるが、その場合には、知事に通知される。

(3) 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定するものとする。

なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

【立入制限区域について】

① 範囲

県公安委員会又は海上保安部長等は、生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域について指定する。

ただし、武力攻撃災害の状況等に応じて、その変更を行う。

② 住民等への周知

県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により、指定の範囲、期間その他必要な事項を住民等に周知する。また、現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

③ 効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止又は退去を命ずることができる。

(5) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

また、県公安委員会は、国家公安委員会の指示により生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定するものとする。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(危機管理課、業務行政室)

危険物質等の状況の把握、管理者に対する措置の要請、立入制限区域の指定の要請については、3に準じて行う他、危険物質等の取扱者に対して次の措置を講ずる。

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

既存の法令に基づく措置と①から③の措置との対応関係は別表のとおり。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

【別表】 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合） 毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○
火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）第二条第一項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。	火薬類取締法第45条		

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法 第39条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
薬事法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（薬事法施行令第十五条の四の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

(危機管理課)

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に基づく石油コンビナート等防災計画に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処等

県は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

（危機管理課、生活衛生課、環境政策課、

水環境対策課、医療政策課、薬務行政室、水産振興課、水産加工・流通室、農産園芸課、畜産課、林政課）

県は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

① 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町長及び指定地方公共機関に連絡する。

② 知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者はその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に通報するとともに、その受信確認を行う。

③ 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

④ 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

(3) モニタリングの実施

- ① 県は、通報を受けたときは、平時の原子力災害のための平常時モニタリングを強化し、その結果を取りまとめ、国の対策本部、原子力規制委員会（更に国の現地対策本部が設置された場合は国の現地対策本部）に連絡するとともに、平時の原子力災害のための緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。
- ② 県は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、オフサイトセンター等に派遣した職員に対し連絡する。
- ③ 県は、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報の整理を行う。

(4) 住民の避難等の措置

- ① 知事は、国の対策本部長により警報の発令や次のような避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。

この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ)に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ、必要があると認められるときには、屋内避難を指示するものとする。

イ 緊急時防護措置を準備する区域(以下「UPZ」という)に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ、必要が認められるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難を指示するものとする。

ウ UPZに相当する地域外の地域については、武力攻撃事態の推移等に応じ、必要があると認められる場合には、UPZに相当する地域と同等の措置を指示するものとする。

- ② 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待つかとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 県は、国の現地対策本部長が主導的に運営する、国民の保護に関する基本指針に定める「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

(6) 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(7) 安定ヨウ素剤の配布

県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

(8) 食料品等による被ばくの防止

県は、国の対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行う。

この場合において、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施して、流通等への影響に配慮する。

(9) 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

(10) スクリーニング及び除染の実施

県は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施については、地域防災計画(原子力災害対策編)の定め例により行う。

2 NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処

（危機管理課、生活衛生課、環境政策課、水環境対策課、医療政策課、薬務行政室、水産振興課、水産加工・流通室、農産園芸課、畜産課、林政課、警察本部）

県は、NBC（核・生物・化学）攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

（1）応急措置の実施

知事は、NBC（核・生物・化学）攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC（核・生物・化学）攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行うものとする。

（2）国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

（3）関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて環境保健研究センター、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

（4）汚染原因に応じた対応

県は、NBC（核・生物・化学）攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC（核・生物・化学）攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、環境保健研究センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

③ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 知事等の権限

知事又は知事から協力を要請された県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

知事又は知事から協力を要請された県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

第3 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(危機管理課、警察本部)

(1) 退避の指示

- ① 予測不可能な武力攻撃災害が突然発生し、避難の指示を待っている間は避難が間に合わない場合があり得ることから、地域の実情に精通し、住民に最も身近な存在である市町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、退避の指示を行うこととされているが、知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら退避の指示を行う。

【退避の指示の一例】

- i 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ii 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△(一時)避難場所へ退避すること。

- ② 知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。
- ア NBC(核・生物・化学)攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
 - イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置

- ① 県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- ② 県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町長、その他関係機関に速やかに通知する。

- ③ 当該通知を受けた県公安委員会は、交通規制など必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(3) 警察官による退避の指示

警察官は、市町長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

2 警戒区域の設定

(危機管理課、警察本部)

(1) 警戒区域の設定

市町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うこととされているが、知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、設定の範囲、期間その他必要な事項を住民等に広報、周知するものとする。
- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

- ① 県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町長に通知する。
- ② 当該通知を受けた県公安委員会は、交通規制などの必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 県は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官等による警戒区域の設定等

- ① 警察官は、市町長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

3 応急公用負担等

(危機管理課)

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(危機管理課、警察本部)

(1) 消防に関する措置等

① 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

② 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関等関係機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する広域緊急援助隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示

① 市町長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

【具体的な例】

1 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町の区域にまたがり、被災市町の消防力では対処することができないために他の市町と一体となり、又は他の市町の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

2 緊急の必要がある場合

被災市町において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町との連絡及び市町相互間の連絡調整を図るほか、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

【具体的な例】

- 1 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町長等に対して指示する場合
- 2 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町長等に対して指示する場合

② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

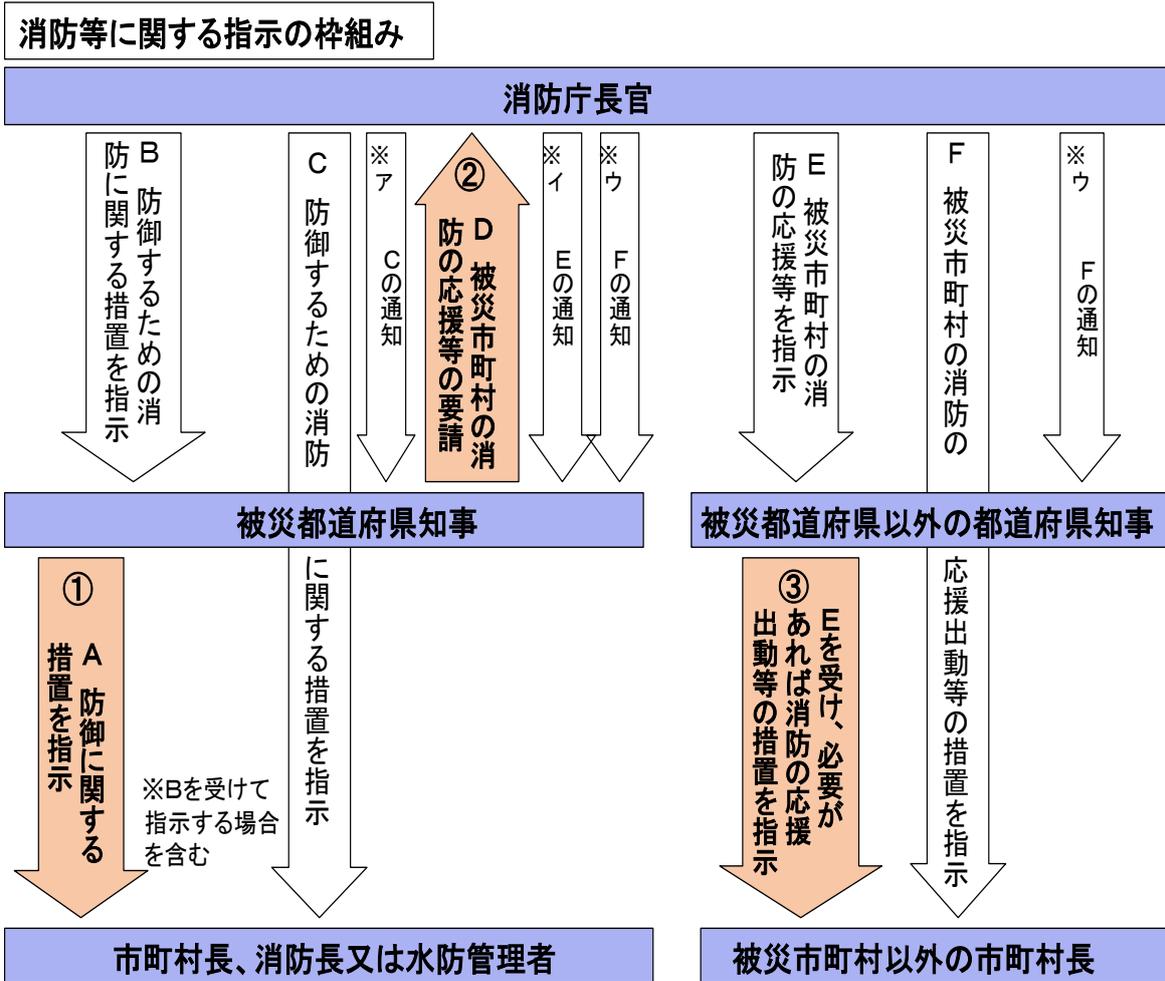
【具体的な例】

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

③ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、自らの県が被災していない場合において、②の要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

なお、消防等の指示の枠組みは、次頁の図のとおりである。



注) 図中の①、②、③は、それぞれ前ページ及び前々ページの(2)①、②、③に対応している。

※ア 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合(C)の知事に対する通知

※イ 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合(E)の被災都道府県の知事に対する通知

※ウ 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合(F)の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知

第8章 被災情報の収集及び報告

(危機管理課、警察本部)

県は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

- ① 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等その保有する装備資機材を活用して情報の収集を行う。

- ② 県は、被災情報の収集に当たっては、市町に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

- ③ 県は、自ら収集し、又は市町及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。

- ④ 県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町に報告を求めることとし、収集した情報について、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

- ⑤ 県警察は、収集した情報を警察庁及び九州管区警察局に報告するとともに速やかに県対策本部に連絡する。

(2) 市町及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関する被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

(生活衛生課、水環境対策課、医療政策課、国保・健康増進課)

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、生活衛生班及び環境対策班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(廃棄物対策課)

(1) 廃棄物処理の特例

① 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町に対し情報提供を行う。

- ② 県は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理を行う。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町からの要求に基づき、各市町及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。
- ② 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

3 文化財の保護

(教育庁)

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ① 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- ② この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第10章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

(食品安全・消費生活課)

(1) 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

(2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）
- イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）
- ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）
- エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）
- オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

③ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。

- ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

価格安定のための措置に関する法令

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）
- ② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）
- ③ 物価統制令（昭和21年勅令第118号）

2 避難住民等の生活安定等

（全所属）

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、被災した学校施設等の復旧等についても関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等に対する雇用情報の提供に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(道路維持課、港湾課、河川課、交通局、病院企業団)

(1) 県による生活基盤等の確保

- ① 県は、所管する河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。
- ② 交通局、有明海自動車航送船組合等において行っている旅客及び貨物の運送に関し、県は、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- ③ 県立病院等において行っている医療の提供に関し、県は、医療を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

- ① ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
- ② 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- ③ 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- ④ 道路の管理者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、道路を適切に管理することとする。

第11章 交通規制

(道路維持課、警察本部)

県公安委員会は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、交通管制システムにより、交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

県公安委員会は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間、期間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

① 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制等の施設を効果的に使用する。

② 放置車両の撤去等

警察官は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

③ 運転者等に対する措置命令

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

④ 障害物の除去

警察官は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を図る。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

(危機管理課、福祉保健課)

県は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されるものである。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

① 赤十字標章等（法第157条）

ア 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

イ 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。



(白地に赤十字)

表面

<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の 医療関係者用</p> <p>PERMANENT for TEMPORARY civilian medical personnel</p> <p>氏名/Name -----</p> <p>生年月日/Date of birth -----</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>-----</p> <p>交付等の年月日/Date of issue ----- 証明書番号/No. of card ----- 許可権者の署名/Signature of issuing authority -----</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry -----</p> </div>
--

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書の様式)

② 特殊標章等(法第158条)

ア 特殊標章

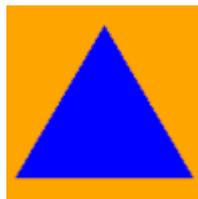
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり)。

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。



(オレンジ色地に青の正三角形)

表面

<p style="font-size: small;">(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>
<p>氏名/Name -----</p> <p>生年月日/Date of birth -----</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>交付等の年月日/Date of issue ----- 証明書番号/No. of card ----- 許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry -----</p>

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type -----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書の様式)

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

① 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ア 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者
- イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者
(ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む)

② 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- ア 医療機関である指定地方公共機関
- イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(3) 特殊標章等の交付及び管理

① 知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 知事

- i 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ii 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- iii 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 県警察本部長

- i 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- ii 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- iii 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(全所属)

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(全所属)

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(漁港漁場課、道路維持課、港湾課)

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、空港施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(全所属)

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

(2) 県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(全所属)

(1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(全所属)

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく次に掲げる行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

ア 特定物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める救援のための物資であって生産、集荷、販売、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの）の収用

イ 特定物資の保管命令

ウ 避難住民等に対する救援（収容施設の供与や臨時の医療施設の開設）のための土地、家屋又は物資の使用

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置の実施について次に掲げる援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

[国民に対する要請]

- ア 避難住民の誘導に必要な援助についての協力要請
- イ 救援に必要な援助についての協力要請
- ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の援助等の実施に必要な援助についての協力要請
- エ 保健衛生の確保に必要な援助についての協力要請

[医療関係者に対する要請又は指示]

- ア 避難住民等に対する医療の実施の要請又は指示

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

(全所属)

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 市町が国民保護措置に要した費用の支弁等

(全所属)

(1) 国に対する負担金の請求等

市町が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

(全所属)

県国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

県は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

(全所属)

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

[第2編第1章関連]

県の各部局における平素の業務

部局名	平 素 の 業 務
各部局共通	1 関係省庁、関係機関、関係団体との連絡調整に関する事。 2 所管する県有施設の管理、連絡調整に関する事。
危機管理監	1 県国民保護計画作成等に関する事。 2 各部局間の連絡調整に関する事。 3 国民保護協議会の運営に関する事。 4 避難施設の指定等に関する事。 5 安否情報事務に関する事。 6 ^{エム ネット} Em-net (緊急情報ネットワークシステム)、 ^{ジェイ フラート} J -ALERT (全国瞬時警報システム)に関する事。 7 国民保護訓練に関する事。 8 特殊標章等の許可・交付事務に関する事。 9 指定地方公共機関に関する事。 10 生活関連等施設に関する事。 11 住民への啓発に関する事。 12 国民保護にかかる予算措置に関する事。 13 その他国民保護に関する総括的事務に関する事。
総務部	1 県立大学並びに私立の小・中・高等学校及び専修、各種学校に関する事。 2 庁舎、公有財産の管理、運用に関する事。 3 職員の服務、給与に関する事。 4 庁内の電子メール等の情報システム及び行政情報通信ネットワークの運用に関する事。 5 広聴に関する事
企画振興部	1 避難住民・救援物資の輸送計画等に関する事。 2 県バス協会、県トラック協会およびその他運送に係る指定(地方)公共機関との連絡調整に関する事。 3 有明海自動車航送船組合に関する事。
文化観光国際部	1 文化振興にかかる施策の企画・立案、推進及び総合調整に関する事。 2 世界遺産登録の推進に関する事。 3 長崎県内観光関係事業の振興・地域の活性化に関する事。 4 総合的な流通対策の推進及び県産品のブランド化・PR、愛用運動の推進、県産品の輸出の振興に関する事。 5 国際交流・国際協力及び国際施策の推進に関する事。

部局名	平 素 の 業 務
	6 平和に関すること 7 アジア・国際戦略の企画・推進及び総合調整に関すること。 8 外国人に対する啓発の支援に関すること。
秘書広報局	1 秘書に関すること 2 広報に関すること
県民生活部	1 埋葬及び火葬に関すること。 2 NPO(民間非営利組織)、ボランティアに関すること。 3 人権の擁護の確保に関すること。 4 動物保護、特定動物対策に関すること。 5 関係する各種統計データに関すること。 6 非常時における交通安全対策に関すること。 7 食品の衛生確保の対策に関すること。
環境部	1 緊急時環境放射線モニタリングの実施に関すること。 2 応急給水にかかる対策に関すること 3 し尿、ごみ等の処理並びに廃棄物処理施設等に関すること。 4 自然公園施設に関すること。 5 汚水処理施設(漁業集落排水を除く)に関すること。 6 飲料水の衛生確保の対策に関すること
福祉保健部	1 備蓄用飲料水、食品(米穀を除く)、生活必需品、その他の救援物資(他部局の所管に属するものを除く)の備蓄・整備に関すること。 2 医療、医薬品等の備蓄・整備に関すること。 3 医療救護班の編成、派遣に関すること。 4 避難施設の運営に関すること。 5 避難住民の健康対策に関すること。 6 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 7 防疫・保健衛生対策に関すること。 8 日本赤十字社長崎県支部、県医師会、県歯科医師会、県看護協会その他医療等に係る指定地方公共機関との連絡調整に関すること。 9 赤十字標章等の許可・交付事務に関すること。 10 義捐(援)金品等の受付、配分及び輸送に関すること。 11 災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金に関すること。
子ども政策局	1 被災(罹災)児童の支援に関すること。
産業労働部	1 避難住民等に対する雇用情報の提供に関すること。 2 中小企業(商工鉱業)の支援に関すること。
水産部	1 漁港施設等の能力把握、対策に関すること。

部局名	平 素 の 業 務
農林部	1 救援物資(米穀)の整備・備蓄に関すること。 2 家畜伝染病予防及び防疫対策に関すること。 3 緊急輸送路、避難路となり得る農林道に関すること。 4 農林災害金融に関すること。
土木部	1 道路・橋梁、河川、砂防、地すべり、急傾斜等危険箇所、海岸堤防等の対策に関すること(他部局の所管に属するものを除く)。 2 港湾・空港施設等の能力把握、対策に関すること。 3 緊急輸送路、避難路となり得る道路に関すること(他部局の所管に属するものを除く)。 4 応急仮設住宅に関すること
出納局	1 義捐(援)金の保管に関すること。 2 物品の購入及び物品管理の総括に関すること。
教育庁	1 公立学校等への警報の伝達体制の整備に関すること。 2 文化財の保護に関すること。
警察本部	1 警備体制の整備に関すること。 2 交通規制に係る体制整備に関すること。 3 装備資機材の整備に関すること。 4 特殊標章等の交付等に関すること(県警察本部長が行うもの)。

県対策本部長、県対策副本部長及び県対策本部員の代替職員

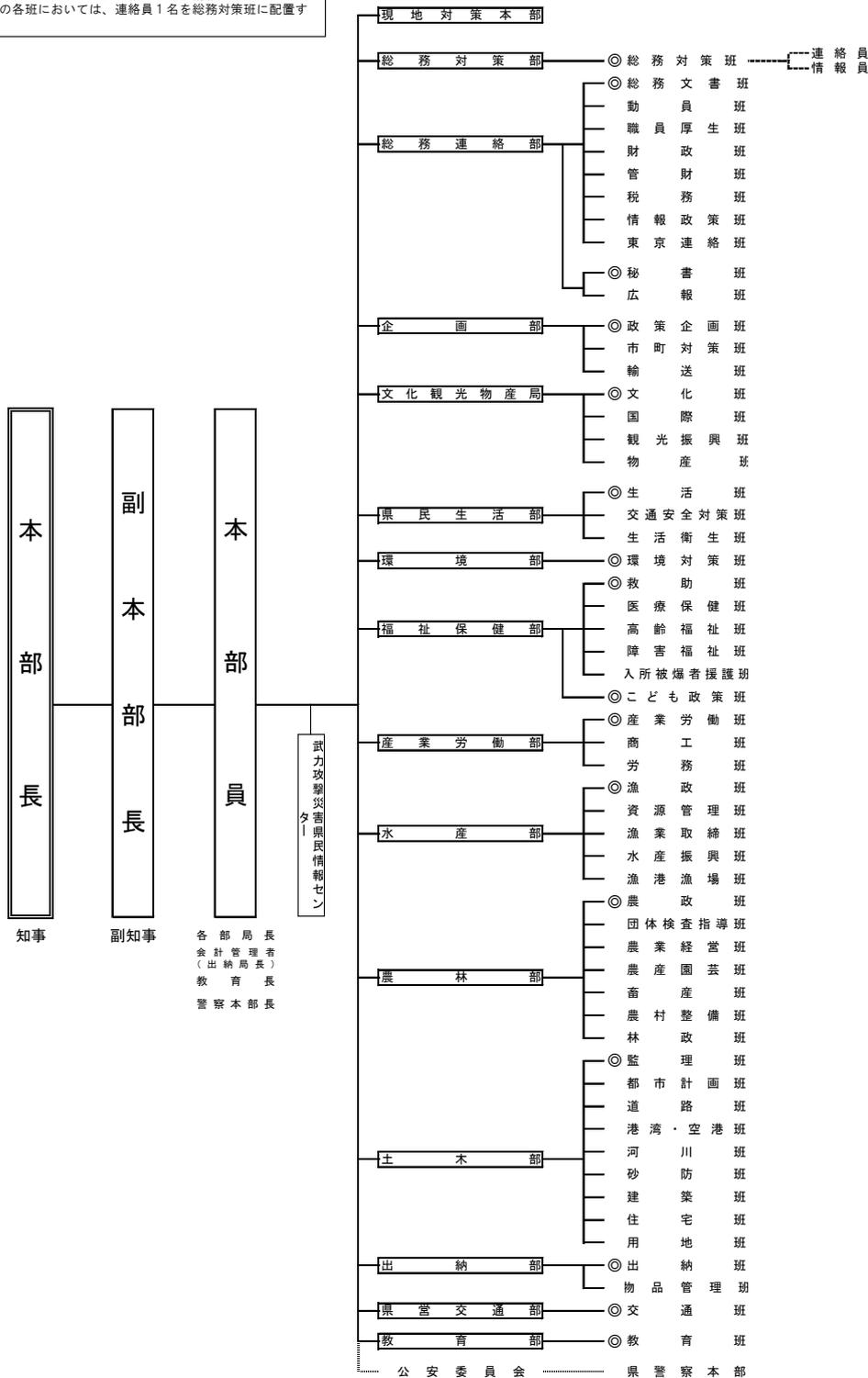
名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
知事	副知事	副知事	危機管理監
副知事	副知事	危機管理監	総務部長
危機管理監	危機管理課長	消防保安室長	危機管理課 総括課長補佐
総務部長	秘書広報局長	総務部次長	総務文書課長
企画振興部長	政策企画課長	政策企画課総括課長 補佐	政策企画課課長補佐
文化観光国際部長	文化観光国際部次長	文化振興課長	文化振興課総括課長補佐
県民生活部長	県民協働課長	県民協働課 総括課長補佐	県民協働課 課長補佐
環境部長	環境部次長	環境政策課長	環境政策課総括課長補佐
福祉保健部長	福祉保健部次長	福祉保健課長	福祉保健課総括課長補佐
産業労働部長	産業労働部次長	産業労働部次長兼 雇用労働政策課長	産業政策課長
水産部長	水産部政策監 (政策調整担当)	漁政課長	漁政課総括課長補佐
農林部長	農林部次長(農業土木)	農林部次長	農政課長
土木部長	土木部技監	土木部政策監	監理課長
会計管理者(出納局長)	会計課長	会計課総括課長補佐	会計課総務調整班 課長補佐
交通局長	交通局管理部長	交通局営業部長	総務課長
教育長	教育次長	教育次長兼総務課長	総務課総務課長補佐
警察本部長	警備部長	警備課長	警備課長が指名する者

[第3編第2章関連]

長崎県国民保護対策本部組織図

長崎県国民保護対策本部組織図

◎印の各班においては、連絡員1名、情報員2名
○印の各班においては、連絡員1名を総務対策班に配置する。



県対策本部の設置等にかかる組織の機能(事務分掌)

部/部長(◎)、 副部長(○)相当職	班/班長相当職	事 務 分 掌
<p>総務対策部</p> <p>◎危機管理監</p>	<p>総務対策班</p> <p>危機管理課長 消防保安室長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置に関する総合調整。 2 県対策本部等に関すること。 3 本部職員の招集に関すること。 4 警報、避難の指示、緊急通報、退避の指示に関すること。 5 避難経路の決定に関すること。 6 自衛隊との連絡調整に関すること。 7 安否情報事務に関すること。 8 武力攻撃災害情報の収集並びに記録に関すること。 9 消防署、消防団その他消防指導に関すること。 10 県対策本部の通信施設に関すること。 11 特殊標章等の許可・交付に関すること。 12 危険物質等(消防法の危険物・火薬類・高圧ガス)を取り扱う施設(令28条第1号、3号及び4号にかかる生活関連等施設を含む)に対する安全確保のための必要な措置に関すること。 13 生活関連等施設(他班の所管に関するものを除く。)の安全確保のための必要な措置に関すること。

部／部長(◎)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事 務 分 掌
総務連絡部 ◎総務部長 ○総務部次長	総務文書班 総務文書課長 県民センター長 学事振興課長 県庁舎建設課長 総務事務センター長	1 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。 2 県立大学並びに私立の小・中・高等学校及び専修、各種学校の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。
	動員班 人事課長 新行政推進室長	1 有事発生時における人員の配置及び調整に関すること。 2 職員の非常招集に関すること。
	職員厚生班 職員厚生課長	1 職員の被災状況調査及び健康管理に関すること。
	財政班 財政課長	1 武力攻撃災害等対策にかかる予算措置に関すること。
	管財班 管財課長	1 公有財産の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 2 被災地視察用自動車の配車に関すること。 3 県対策本部の通信施設に関すること。
	税務班 税務課長	1 県税の減免等に関すること。 2 市町村税の減税等の情報提供、助言に関すること。
	情報政策班 情報政策課長	1 庁内の電子メール等の情報システム及び行政情報通信ネットワークの運用に関すること。
	東京連絡班 東京事務所長	1 国会、中央官庁等との連絡調整、広報及び資料配布に関すること。
	秘書班 秘書課長	1 本部長及び副本部長の視察に関すること 2 災害見舞い及び視察者の対応に関すること
	広報班 広報課長	1 広報に関すること 2 武力攻撃災害写真の収集に関すること。 3 報道機関との連絡調整と資料、情報の提供に関すること。

部／部長(◎)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事 務 分 掌
企画部 ◎企画振興部長 ○ 政策企画課長	地域政策班 政策企画課長 土地対策室長	1 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関する事。
	市町対策班 市町村課長	1 市町の緊急資金のあっせんに関する事。
	輸送班 新幹線・総合交通対策課長	1 運輸施設の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。 2 避難住民、救援物資の輸送計画全般に関する事。 3 輸送事業者との連絡調整に関する事。
文化観光国際部 ◎ 文化観光国際部長 ○文化振興課長	文化班 文化振興課長 世界遺産登録推進課長	1 文化施設の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。 2 局内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関する事。 3 世界遺産候補資産の被害状況の情報収集及び文化庁対応
	観光振興班 観光振興課長	1 所管事項関係団体との連絡調整に関する事。
	物産班 物産ブランド推進課長	1 所管事項関係団体との連絡調整に関する事。
	国際班 国際課長	1 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関する事。
県民生活部 ◎県民生活部長 ○県民協働課長	生活班 県民協働課長 男女参画・女性活躍推進室長 人権・同和対策課長 統計課長 食品安全・消費生活課長	1 武力攻撃災害等時における消費者物価に関する事。 2 災害ボランティアセンター及び庁内のNPO(民間非営利組織)・ボランティア関係課との連絡調整に関する事。 3 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関する事。
	交通安全対策班 交通・地域安全課長	1 武力攻撃災害等時における交通安全対策に関する事。

部／部長(◎)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事 務 分 掌
	生活衛生班 生活衛生課長	1 食品の衛生確保に関すること。 2 救援(埋葬・火葬)に関すること。 3 動物保護、特定動物対策に関すること。
環境部 ◎環境部長 ○環境部次長	環境対策班 環境政策課長 未来環境推進課長 水環境対策課長 廃棄物対策課長 自然環境課長	1 緊急時モニタリングの実施に関すること。 2 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。 3 水道施設の被害状況の情報収集及び復旧対策に関すること。 4 水源の取水停止の指示、飲料水の摂取制限の指示に関すること。 5 飲料水の衛生確保に関すること 6 応急給水に係る連絡調整及び対策に関すること 7 し尿、ごみ等の処理並びに廃棄物処理施設等に関すること。 8 自然公園施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 9 汚水処理施設(漁業集落排水を除く)に関すること。 10 令27条第3号にかかる生活関連等施設(水道法にかかる取水等施設)の安全確保のための必要な措置に関すること。
福祉保健部 ◎福祉保健部長 ○福祉保健課長 ○こども政策局長	救助班 監査指導課長 国保・健康増進課長 原爆被爆者援護課長	1 救援(食品、飲料水、生活必需品)に関すること。 2 救援(他班の所管に属するものを除く)に関すること。 3 避難施設の運営に関すること。 4 人的及び家屋の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 5 災害弔慰金、災害援護資金に関すること。 6 義援金品等の受付、配分及び輸送に関すること。 7 日本赤十字社長崎県支部との連絡調整に関すること。 8 赤十字標章等の許可・交付に関すること。 9 社会福祉施設及び保護施設の被害状況の収集及びその対策に関すること(他班の所管に属するものを除く)。 10 生活福祉資金に関すること。

部／部長(◎)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事 務 分 掌
	医療保健班 医療政策課長 医療人材対策室長 薬務行政室長	11 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関する事。 1 救援(医療・助産)に関する事。 2 医療救護班の編成、派遣に関する事。 3 医療機関の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。 4 医薬品等の調達及び配分、輸送に関する事。 5 防疫・保健衛生に関する事。 6 避難住民の健康対策及び心のケアに関する事。 7 県医師会、県歯科医師会、県看護協会との連絡調整に関する事。 8 危険物質等(令28条第2号にかかる毒物及び劇物及び令28条第8号の毒薬・劇薬(但し、動物用を除く。)を取り扱う施設(生活関連等施設を含む)に対する安全確保のための必要な措置に関する事。
	高齢福祉班 長寿社会課長 ねんりんピック推進室長	1 老人福祉施設、老人保健施設の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。 2 在宅要援護高齢者の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。
	障害福祉班 障害福祉課長	1 障害者福祉施設の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。 2 在宅要援護障害者の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。
	こども政策班 こども未来課長 こども家庭課長	1 被災により保護が必要な児童の実態把握及びその対策に関する事。 2 児童福祉施設及び私立幼稚園の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。
	入所被爆者援護班 原爆被爆者援護課長	1 原爆被爆者保健福祉施設の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。
産業労働部 ◎産業労働部長 ○産業労働部次長	産業労働班 産業政策課長 企業振興・技術支援課長 グリーンニューディール推進室長	1 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関する事。

部／部長(◎)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事 務 分 掌
	海洋産業創造室長 企業立地課長	
	商工班 商工金融課長	1 商工鉦業者の災害金融に関する事。こと。
	労務班 雇用労働政策課長	1 災害復旧に携わる労務者の確保に関する事。こと。
水産部 ◎水産部長 ○水産部次長	漁政班 漁政課長	1 水産業者の災害金融・補償に関する事。こと。 2 非常時対策用舟艇のあっせんに関する事。こと。
	漁業振興班 漁業振興課長	1 住民輸送用漁船及び遊漁船業登録船の情報提供に関する事。こと。 2 漁業無線に関する事。こと。
	漁業取締班 漁業取締室長	1 漁業取締船の出動に関する事。こと。
	水産加工流通班 水産加工流通課長	1 水産物の出荷制限に関する事。こと。 2 漁場環境汚染の情報収集等に関する事。こと。
	漁港漁場班 漁港漁場課長	1 漁港施設の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。こと。
農林部 ◎農林部長 ○農林部次長	農政班 農政課長 諫早湾干拓課長	1 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関する事。こと。
	団体検査指導班 団体検査指導室長	1 農協共同利用施設等の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。こと。
	農業経営班 農業経営課長	1 農畜産物の被害状況の情報収集に関する事。こと。 2 農林災害金融に関する事。こと。
	農産園芸班 農産園芸課長	1 農作物の武力攻撃災害対策に関する事。こと。 2 救援(米穀)に関する事。こと。 3 農産物の出荷制限に関する事。こと。
	畜産班 畜産課長	1 家畜、家きんの被害状況の情報収集に関する事。こと。 2 家畜伝染病予防及び防疫に関する事。こと。 3 畜産物の出荷制限に関する事。こと。 4 危険物質等(令28条第8号にかかる薬事法の動物用の毒薬・劇薬)を取り扱う施設(生活関連等施設を含む)に対するの安全確保のための必要な措置に関する事。こと。

部／部長(◎)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事 務 分 掌
	農村整備班 農村整備課長	1 緊急輸送路、避難路となり得る農道の被害状況の収集及びその対策に関する事。 2 令27条第9号にかかる生活関連等施設(農水省所管のダム)の安全確保のための必要な措置に関する事。
	林政班 林政課長 森林整備室長	1 緊急輸送路、避難路となり得る林道の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。 2 林産物の出荷制限に関する事。
土木部 ◎土木部長 ○土木部技監	監理班 監理課長 建設企画課長 新幹線事業対策室長	1 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関する事
	都市計画班 都市計画課長	
	道路班 道路建設課長 道路維持課長	1 道路・橋梁の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。
	港湾・空港班 港湾課長	1 港湾・空港の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。 2 令27条第7号及び8号にかかる生活関連等施設(港湾・空港施設)の安全確保のための必要な措置に関する事。
	河川班 河川課長	1 河川、ダム、海岸堤防等の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。 2 令27条第9号にかかる生活関連等施設(国交省所管のダム)の安全確保のための必要な措置に関する事。
	砂防班 砂防課長	1 砂防施設の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。
	建築班 建築課長	1 建築物の災害防止に関する事。
	住宅班 住宅課長	1 応急仮設住宅の建築に関する事。 2 住宅金融に関する事。
	用地班 用地課長	1 土木部所管にかかる公有財産の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。

部／部長(◎)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事 務 分 掌
<p>出納部</p> <p>◎会計管理者 (出納局長) ○会計課長</p>	<p>出納班 会計課長</p> <p>物品管理班 物品管理室長</p>	<p>1 義援金の保管に関すること。</p> <p>1 武力攻撃災害等対策に係る物品の調達に関すること。</p>
<p>県営交通部</p> <p>◎交通局長 ○交通局管理部長</p>	<p>交通班 交通局管理部長</p>	<p>1 県営バスの被害状況の情報収集及びその対策に関すること。</p> <p>2 県営バスによる避難住民、旅客等の運送の確保に関すること。</p>
<p>教育部</p> <p>◎教育長 ○教育次長</p>	<p>教育班 総務課長 福利厚生室長 教育環境整備課長 教職員課長 義務教育課長 高校教育課長 特別支援教育室長 生涯学習課長 学芸文化課長 体育保健課長</p>	<p>1 学童及び授業の措置に関すること。</p> <p>2 救援(学用品の給与)に関すること。</p> <p>3 文化財の保護に関すること。</p> <p>4 スポーツ施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。</p> <p>5 教職員の被災状況調査及び健康管理に関すること。</p> <p>6 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。</p>
<p>(県公安委員会)</p>	<p>県警察本部</p>	<p>1 警報等に係る措置に関すること。</p> <p>2 住民の避難に関すること。</p> <p>3 被災者の捜索及び救出に関すること。</p> <p>4 生活関連等施設の安全確保に関すること。</p> <p>5 NBC(核・生物・化学)攻撃等による災害への対処に関すること。</p> <p>6 被災情報等の収集及び提供に関すること。</p> <p>7 情報通信の確保に関すること。</p> <p>8 道路交通の管理に関すること。</p> <p>9 応急の復旧に関すること。</p> <p>10 特殊標章の交付に関すること。</p>

※令…武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(国民保護法施行令)

長崎県国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第38条第8項の規定に基づき、長崎県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、65人以内とする。

- 2 法第38条第6項の規定による専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐するため、協議会に、幹事を置くことができる。

- 2 前項の規定により幹事を置くときは、65人以内とし、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県国民保護協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、長崎県国民保護協議会条例（平成17年長崎県条例第7号）第7条の規定により、長崎県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員は、協議会開催の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

(委員の権限の委任)

第3条 委員が協議会の会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は公開とする。

(部会)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長にこれを通知しなければならない。
- 3 部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会に会長を置き、会長は、危機管理監をもって充てる。
- 3 幹事会の運営に関して必要な事項は別に定める。
- 4 幹事が幹事会の会議に出席できないときは、当該幹事と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ幹事が指名する者にその権限を委任することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、長崎県危機管理課に置く。

附 則

この要領は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この要領（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領（改正）は、平成23年4月1日から施行する。

長崎県国民保護対策本部及び長崎県緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、長崎県国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び長崎県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
 - 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
 - 4 前3項に定める者のほか、国民保護対策本部の事務を補助させるため、必要な職員を置くことができる。

(会議)

- 第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。
 - 3 本部長は、法第28条第7項の規定に基づき、防衛庁長官がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
 - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第5条 法第28条第8項の規定により現地対策本部を設置するときは、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(長崎県緊急対処事態対策本部)

第7条 長崎県緊急対処事態対策本部については、国民保護対策本部の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県国民保護対策本部及び長崎県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

長崎県国民保護対策本部及び長崎県緊急対処事態対策本部条例（平成17年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成19年1月9日から適用する。

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第3条第4項及び第172条第4項の規定並びに第32条第2項第6号及び第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本指針の内容に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態において、各ブロック知事会で締結する災害時の相互応援協定若しくは国民の保護に関する相互応援協定（以下「災害時等の相互応援協定」という。）又は都道府県間で個別に締結する災害時等の相互応援協定では被災者等（避難住民及び大規模災害、武力攻撃災害等（武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）における被災者をいう。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、地震等による大規模災害が発生した都道府県又は国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を実施するため応援を必要とする都道府県（以下「被災県等」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援)

第2条 被災県等は、次の表の自ら所属するブロック知事会以外のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援（以下「広域応援」という。）を要請することができる。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 所属するブロック知事会（以下「ブロック」という。）が複数ある都道府県については、被災県等からの広域応援が要請された場合、重複しているブロックの間で協議のうえ、いずれかのブロックに属するものとして対応すべきことを決定するものとする。

(ブロックによる広域応援の連絡調整)

第3条 広域応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県及び副幹事県（以下「幹事県等」という。）を置く。

- 2 幹事県は、原則として前条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県は、被災県等に対する広域応援を速やかに行うため、ブロック内の総合調整を行うものとする。
- 4 幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックは、協議のうえ、副幹事県を決定しておくものとする。
- 5 幹事県等がともに被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 6 各ブロックの幹事県は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県又は副幹事県を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(連絡窓口)

第4条 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。

- 2 各都道府県は、連絡担当部局を変更した場合には、速やかに全国知事会に報告するものとする。
- 3 全国知事会は、第1項及び前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(広域応援の内容)

第5条 広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護、武力攻撃災害等への対処及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

(広域応援の要請)

第6条 被災県等は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路

- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 2 前項の連絡及び要請を受けた幹事県は、速やかに、被災県等の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 3 全国知事会は、前項の連絡を受けたときは、速やかに、各ブロックと調整を行ったうえで、被災県等に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県等及び被災県等に、広域応援の内容を連絡するものとする。
- 4 広域応援計画で被災県等を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 5 第1項による要請をもって、被災県等から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

- 第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県等の負担とする。
- ただし、被災県等と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
- 2 被災県等は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
 - 3 被災県等は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（隣接県に対する応援要請）

- 第8条 被災県等は、隣接するブロックの一部の都道府県に対し応援を要請することができる。この場合において、被災県等は、応援を要請する都道府県名を指定して行うものとする。
- 2 前項の応援（以下「ブロック外応援」という。）については、第5条、第6条（第3項を除く。）及び第7条の規定を準用する。
 - 3 全国知事会は、被災県等が指定した都道府県に対し、ブロック外応援の内容を伝えるとともに、協力方を要請するものとする。
 - 4 前項の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなければならない。

（他の協定との関係）

- 第9条 この協定は、都道府県が各ブロック知事会及び個別に締結する災害時等の相互応援協定を妨げるものではない。

（訓練の実施）

- 第10条 各都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）において、次に掲げる災害（以下「武力攻撃災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあり、被災県又は要避難地域若しくは避難先地域を管轄する県（以下「被災県等」という。）独自では十分に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する国民の保護のための措置及び法第172条第1項に規定する緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

- 一 法第2条第4項に規定する武力攻撃災害
- 二 法第183条において読み替えて準用する同法第14条第1項に規定する緊急処理事態における災害

(応援項目)

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 武力攻撃災害等に対処するための物資や資機材の提供
- 七 その他国民保護措置等に必要な事項

(協定の運用体制)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県を置く。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の相互調整に当たる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は、別に定める九州・山口9県の輪番によるものとし、その任期は1年とする。

ただし、国民保護措置等の実施状況により任期延長が必要と判断される場合は、各県協議のうえ、任期を延長することができるものとする。

- 5 各県は本協定の運用に関する総合連絡担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときは、総合連絡担当部局を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援要請手続等)

第4条 応援を受けようとする被災県等は、災害の状況等の要請する理由及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話、電子メール、ファクシミリ等可能な限り2以上の手段により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県等に通知するものとする。
- 3 前2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第2条各号に定める応援項目ごとに別に定める。

- 4 被災県等は、第1項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがないときは、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。
- 5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けたときは、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県等に通知するものとする。
- 6 被災県等は、応援を要請するに当たって、武力攻撃災害等の状況その他必要な情報の提供を行う等、応援に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。
- 7 被災県等以外の県は、武力攻撃災害等の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(応援に従事する者の指揮等)

- 第5条 応援に従事する者は、法第12条第2項の規定に基づき、国民保護措置等の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。
- 2 応援を受ける県が指揮不能の場合は、応援に従事する者は幹事県の調整の下に行動するものとする。
 - 3 応援を受けた県は、応援に従事する者に対し、随時武力攻撃災害等の状況その他必要な情報を提供する等安全の確保に十分配慮するものとする。

(経費の支弁)

- 第6条 応援に要した経費は、法第165条第1項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、応援を受けた県が支弁する。
- 2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から求めがあった場合には、法第165条第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各県の任務)

- 第7条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。
- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
 - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
 - 三 他の武力攻撃災害等に係る応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
- 2 第3条第5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

- 第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

(適用)

- 第9条 この協定は、平成18年10月23日から適用する。

九州・山口 9 県武力攻撃災害等時相互応援協定運営要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、九州・山口 9 県武力攻撃災害等時相互応援協定（以下「協定」という。）の運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(幹事県及び副幹事県等)

第 2 条 協定第 3 条第 4 項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表第 1 のとおりとする。

2 幹事県及び副幹事県が共に被災等をした場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに次期幹事県又は副幹事県を臨時の幹事となる県として選定するものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第 3 条 協定第 3 条第 5 項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第 2 のとおりとする。

2 前項の総合連絡担当部局は、協定第 2 条第 7 号に定める事項を併せて担当することとする。

(応援要請に係る手続きの細目)

第 4 条 協定第 4 条各項（第 3 項及び第 6 項を除く。）の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

2 協定第 4 条第 3 項の規定に基づく応援要請に係る手続き等の細目は、協定第 2 条第 1 号から第 6 号までに規定するものについては応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

3 被災県等は、協定第 2 条第 7 号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、必要とする応援の具体的内容を明らかにして要請を行うものとする。

4 前項の要請を受けた関係県は、応援の具体的内容を明らかにして被災県等に対して通知を行うものとする。

(経費の負担基準)

第 5 条 協定第 6 条第 1 項の規定に基づき応援を受けた県が支弁すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援した県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資、資機材の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあつては、当該応援に要した経費

2 協定第 6 条第 2 項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

(職員の公務災害補償)

第 6 条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成19年2月13日から施行する。

別表第1 幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任 期	幹 事 県	副 幹 事 県
平成18年度	長 崎 県	大 分 県
平成19年度	熊 本 県	宮 崎 県
平成20年度	大 分 県	鹿 児 島 県
平成21年度	宮 崎 県	沖 縄 県
平成22年度	鹿 児 島 県	山 口 県
平成23年度	沖 縄 県	福 岡 県
平成24年度	山 口 県	佐 賀 県
平成25年度	福 岡 県	長 崎 県
平成26年度	佐 賀 県	熊 本 県
平成27年度	長 崎 県	大 分 県

(注) 平成28年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

別表第2 各県の総合連絡担当部局

福 岡 県	総 務 部	消防防災危機管理局
佐 賀 県	統 括 本 部	消 防 防 災 課
長 崎 県	危機管理監	危機管理課
熊 本 県	総 務 部	危機管理・防災消防総室
大 分 県	生 活 環 境 部	防 災 危 機 管 理 課
宮 崎 県	危 機 管 理 局	危 機 管 理 室
鹿 児 島 県	危 機 管 理 局	危 機 管 理 防 災 課
沖 縄 県	知 事 公 室	危 機 管 理 課
山 口 県	総 務 部	防 災 危 機 管 理 課

公用令書等の様式

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令)

別記様式第一

長崎県収用第	号	公 用 令 書			
		氏 名			
		住 所			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 に基づき、次のとおり物資を収用する。		第 81 条第2項 第 81 条第4項 第 183 条において準用する第 81 条第2項 第 183 条において準用する第 81 条第4項		の規定に	
(理由)					
年 月 日					
処分権者 氏名 長崎県知事					印
収容すべき物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第二

長崎県保管第	号	公 用 令 書			
		氏 名			
		住 所			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。		第 81 条第3項 第 81 条第4項 第 183 条において準用する第 81 条第3項 第 183 条において準用する第 81 条第4項		の規定に	
(理由)					
年 月 日					
処分権者 氏名 長崎県知事					印
保管すべき物資の種類	数 量	保 管 す べ き 場 所	保 管 す べ き 期 間	備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第三

長崎県使用第 号

公 用 令 書

氏 名

住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 82 条第3項 の規定に
 第 183 条において準用する第 82 条
 基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名 長崎県知事 印

名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第四

長崎県取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏 名

住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 81 条第2項
 第 81 条第3項
 第 81 条第4項 の規定に
 第 82 条
 第 183 条において準用する第 81 条第2項
 第 183 条において準用する第 81 条第3項
 第 183 条において準用する第 81 条第4項
 第 183 条において準用する第 82 条

基づく公用令書(年 月 日 長崎県第 号)に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における
 国民の保護のための措置に関する法律施行令 第 16 条第3項 の規定により、これを交付する。
 (取り消した処分の内容) 第 52 条において準用する第 16 条

年 月 日

処分権者 氏名 長崎県知事 印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

火災・災害等即報要領

〔昭和59年10月15日〕
〔消防災第267号消防庁長官〕

改正 平成6年12月 消防災第279号
 平成7年 4月 消防災第83号
 平成8年 4月 消防災第59号
 平成9年 3月 消防情第51号
 平成12年11月 〔消防災第98号〕
 〔消防情第125号〕
 平成15年3月 〔消防災第78号〕
 〔消防情第56号〕
 平成16年9月 消防震第66号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

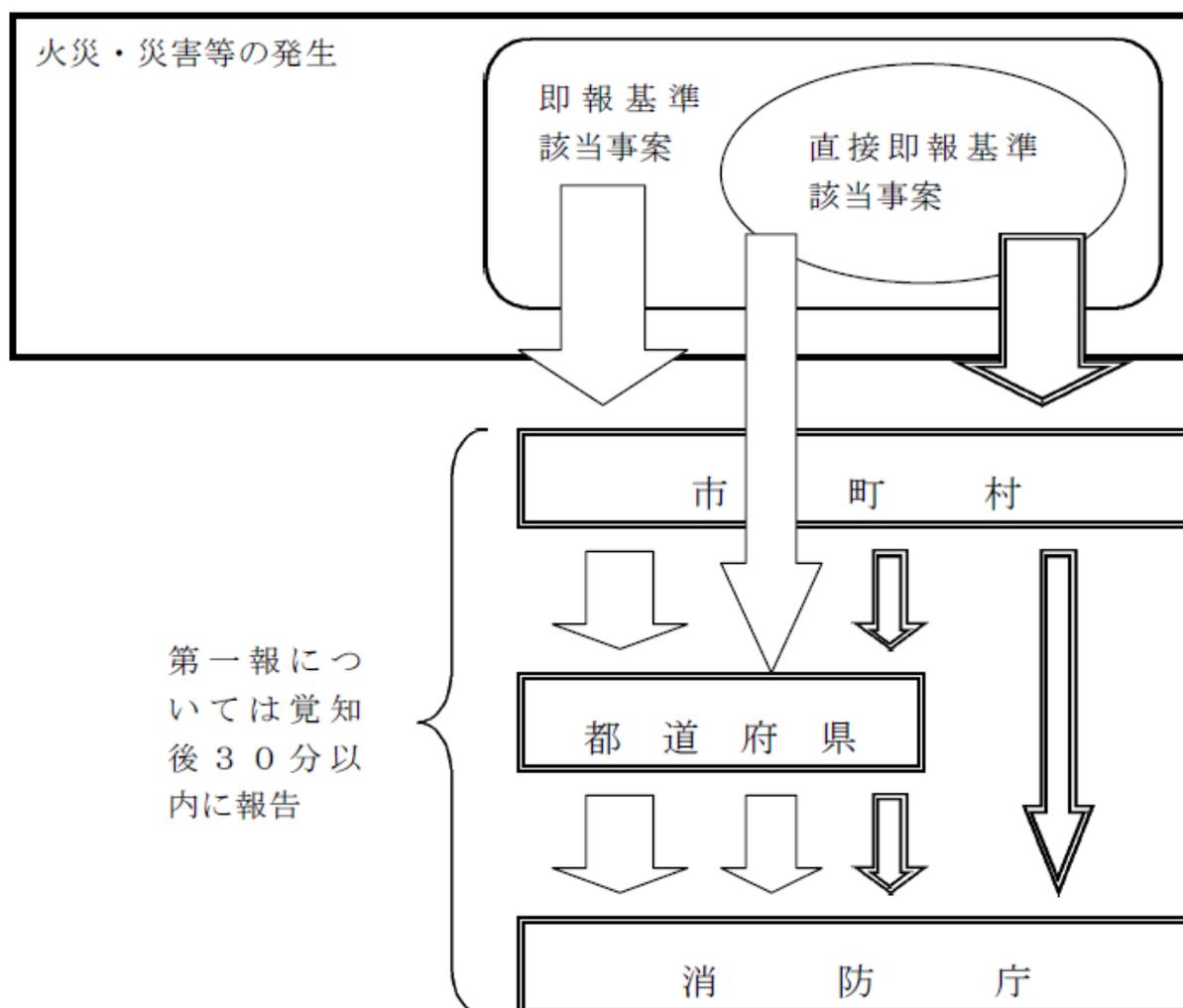
3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行

った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を利用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故

- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
(例示)
 - ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

- ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

関係機関の連絡先

(第1編第3章関連)

[第1編第3章関連]

取扱注意

海上保安部等

名称	担当部所	所在地	電話番号	FAX	防災無線電話
長崎海上保安部	警備救難課	長崎市松が枝町7の29	(095)827-5133	(095)827-5133	165-11
佐世保海上保安部	管理課	佐世保市干尽町4の1	(0956)31-6003	(0956)26-1199	423-11
対馬海上保安部		対馬市厳原町東里341の42	(09205)2-0640		827-11
三池海上保安部	警備救難課	福岡県大牟田市新港町1	(0944)53-0521	0944)56-7339	
唐津海上保安部		佐賀県唐津市二夕子3の216の2	(0955)74-4321		
伊万里海上保安署		佐賀県伊万里市山代町久原2976の31	(0955)28-3388	(0955)28-3388	
壱岐海上保安署		壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦648の5	(0920)47-0508	(0920)47-2363	725-11
五島海上保安署		五島市東浜町2の1の1	(0959)72-3999	(0959)72-3999	627-11
平戸海上保安署		平戸市岩の上町1529の2	(0950)22-3997	(0950)22-3995	446-11
比田勝海上保安署		対馬市上対馬町比田勝1000の23	(0920)86-2113	(0920)86-2113	

県の機関

名称	担当部所	所在地	電話番号	FAX	防災無線 電話	防災無線 FAX
危機管理課	基地・原子力 対策班	県庁新別館4階	直 095-824-3597 直 095-895-2144	095-821-9202		7231
防災室		県庁新別館3階	直 095-825-7855 直 095-895-3731	095-823-1629		7338
長崎県防災ヘリコ プター事務所		大村市今津町 201	代 0957-52-9590	0957-52-8785	180-11	180-24
長崎振興局	総務課	長崎市大橋町 11-1	代 095-844-2181	095-849-2780	1518-207	
県央振興局	総務課	諫早市永昌東町 25-8	代 0957-22-0010	0957-23-6035	5518-213	551-7739
島原振興局	総務課	島原市城内 1-1205	代 0957-63-0111 直 0957-63-5036	0957-63-7933	5118-212	511-7339
県北振興局	総務企画課	佐世保市木場田 町 3-25	代 0956-23-4211 直 0956-22-0374	0956-23-6606 0956-23-3162		7339
五島振興局	総務課	五島市福江町 7-1	代 0959-72-2121 直 0959-72-4852	0959-74-1822	6118-222	611-7339
壱岐振興局	総務課	壱岐市郷ノ浦町 本村触 570	代 0920-47-1111 直 0920-47-4396	0920-47-4809	7118-211	711-7339
対馬振興局	総務課	対馬市厳原町宮 谷 224	代 0920-52-1311 直 0920-52-1206	0920-52-5509	8118-211	811-7339

市 町

名称	担当部所	所在地	電話番号	ファクシミリ番号	防災無線 電話	防災無線無線 FAX
長崎市	防災危機管理室	長崎市興善町 3-1	代 095-8252-5151 直 095-822-0480	095-820-0108	166-9-70	166-9-70-2223
佐世保市	防災危機管理局	佐世保市平瀬町 9番地2	代 0956-23-5121 直 0956-23-9258	0956-25-0086	424-11	424-19
島原市	市民安全課	島原市上の町537	代 0957-63-1111 直 0957-62-8022	0957-62-3678	521-11	521-19
諫早市	総務部総務課	諫早市東小路町 7-1	代 0957-22-1500 直 0957-22-1510	0957-24-3270	561-11	561-19
大村市	危機管理課	大村市玖島1-25	代 0957-53-4111 直 0957-53-5980	0957-52-3883	571-11	571-19
平戸市	地域協働課	平戸市岩の上町 1508-3	代 0950-22-4111	0950-22-5178	461-11	461-19
松浦市	防災課	松浦市志佐町里免 365	代 0956-72-1111	0956-72-1115	441-11	441-19
対馬市	総務部総務課	対馬市巖原町国分 1441	代 0920-53-6111	0920-53-6112	821-11	821-19
壱岐市	総務部総務部	壱岐市郷ノ浦町 本村触682	代 0920-48-1111	0920-48-1553	724-11	724-19
五島市	消防本部総務課	五島市吉久木町 628-5	代 0959-72-3131 直 0959-72-6513	0959-72-1512	629-11	629-19
西海市	総務部 安全安心課	西海市大瀬戸町 瀬戸檜浦郷2222	代 0959-37-0011 直 0959-37-0028	0959-23-3101	765-11	765-19
雲仙市	市民安全課	雲仙市吾妻町 牛口名714	代 0957-38-3111	0957-38-2755	535-11	535-19
南島原市	総務部総務課	南島原市西有家町 里坊96番地2	代 050-3381-5000 直 050-3381-5020	0957-82-3086	548-11	548-19
長与町	総務部総務課	西彼杵郡長与町 嬉里郷659-1	代 095-883-1111 直 095-801-5782	095-883-1464	178-11	178-19
時津町	総務部総務課	西彼杵郡時津町 浦郷274番地1	代 095-882-2211	095-882-9293	179-11	179-19
東彼杵町	総務課	東彼杵郡東彼杵町 蔵本郷1850-6	代 0957-46-1111	0957-46-0884	436-11	436-19
川棚町	総務課	東彼杵郡川棚町 中組郷1518-1	代 0956-82-3131	0956-82-3134	437-11	437-19
波佐見町	総務課	東彼杵郡波佐見町 宿郷660	代 0956-85-2111	0956-85-5581	439-11	439-19
小値賀町	総務課	北松浦郡小値賀町 笛吹郷2376	代 0959-56-3111	0959-56-4185	464-11	464-19
佐々町	総務課	北松浦郡佐々町 本田原免 168-2	代 0956-62-2101	0956-62-3178	433-11	433-19

名称	担当部所	所在地	電話番号	ファクシミリ番号	防災無線 電話	防災無線無線 FAX
新上五島町	総務課 消防防災室	南松浦郡新上五島 町七目郷 902-1	代 0959-43-0147	0959-42-0448	646-11	646-19

県庁・振興局から 無線で発信 1-2(地上系) 又は 1-3 (衛星系)

市・町・消防機関から 無線で発信 △-2 (地上系) 又は△-3 (衛星系)

消 防

名称	担当部所	所在地	電話番号	FAX	防災 無線 電話	防災 無線 FAX
長崎市消防局	警防課	長崎市興善町 3番1号	代 095-822-0461 直 095-822-0436	095-829-1067	166-11	166-19
佐世保市消防局	警防課	佐世保市平瀬町 9番地2	代 0956-23-5121 直 0956-23-9254	0956-23-8011	424-11	424-19
県央地域広域市町村 圏組合消防本部	警防救急課	諫早市城見町 24-18	代 0957-23-0119	0957-22-8119	563-11	563-19
島原地域広域市町村 圏組合消防本部	警防課	島原市新馬場町 872番地2	代 0957-62-7711 直 0957-62-3080	0957-62-3133	524-11	524-11
平戸市消防本部	警防課	平戸市戸石川町 585番地	代 0950-22-3167	0950-22-5179	449-11	449-19
松浦市消防本部	消防課	松浦市志佐町浦 免862番地	代 0956-72-1211	0956-72-1210	629-11	629-19
五島市消防本部	消防課	五島市福江町 1番2号	代 0959-72-3131	0959-72-1512	828-11	828-19
新上五島町消防本部	警防課	南松浦郡新上五 島町七目郷 902-1	代 0959-42-0119	0959-42-0448	646-11	646-19
壱岐市消防本部	警防課	壱岐市芦辺町中 野郷西触 411-2	代 0920-45-3037	0920-45-0992	726-11	726-19
対馬市消防本部	警防課	対馬市巖原町棧 原 52 番地第 2	代 0920-52-0119	0920-52-1194	828-11	828-19

県庁・振興局から 無線で発信 1-2(地上系) 又は 1-3 (衛星系)

市・町・消防機関から 無線で発信 △-2 (地上系) 又は△-3 (衛星系)

取扱注意

指定地方公共機関

名称	所在地	電話(平時)
		FAX(平時)
一般社団法人 長崎県医師会	長崎市茂里町 3-27	095-844-1111
		(F) 095-844-1110
一般社団法人 長崎県歯科医師会	長崎市茂里町 3-19	095-848-5311
		(F) 095-846-0175
公益社団法人 長崎県看護協会	諫早市永昌町 23-6	0957-49-8050
		(F) 0957-49-8056
長崎県道路公社	長崎市元船町 17-1 長崎県大波止ビル 5F	095-823-2600
		(F) 095-827-3463
九州ガス株式会社	諫早市幸町 1-23	0957-22-3321
		(F) 0957-24-3305
一般社団法人 長崎県 LP ガス協会	長崎市中町 1-26 NAGASAKI 中町ビル 7F	095-824-3770
		(F) 095-824-3771
社団法人 長崎県バス協会	長崎市興善町 4-6	095-822-9018
		(F) 095-826-6411
公益社団法人 長崎県トラック協会	長崎市松原町 2651-3	095-838-2281
		(F) 095-839-8508
オリエンタルエアブリ ッジ株式会社	大村市箕島町 593-2	0957-53-6692
		(F) 0957-53-6592
島原鉄道株式会社	島原市弁天町 2-7385-1	0957-62-2231
		(F) 0957-63-5712
松浦鉄道株式会社	佐世保市白南風町 1-10	0956-25-3900
		(F) 0956-22-8572

名称	所在地	電話
		FAX
九州商船株式会社	長崎市元船町 16-12	095-822-9156
		(F) 095-824-3128
九州郵船株式会社	福岡市博多区神屋町 1-27	092-281-0831
		(F) 092-281-0844
野母商船グループ		
野母商船株式会社	長崎市元船町 17-3	0950-27-0025
長崎汽船株式会社	長崎市元船町 17-3	(F) 0950-25-0060
津吉商船株式会社	平戸市前津吉町 260	
西海沿岸商船株式会社	佐世保市万津町 7-3	0956-24-1004
		(F) 0956-24-1005
崎戸商船株式会社	佐世保市万津町 7-3	0956-25-6118
		(F) 0956-24-1005
株式会社五島産業汽船	長崎市元船町 17-3 1F	095-820-0248
		(F) 095-820-9301
五島旅客船株式会社	長崎市松ヶ枝町 5-35	095-825-1631
		(F) 095-825-2537
有限会社 木口汽船	五島市平蔵町 2746	0959-73-0003
		(F) 0959-73-0003
有限会社 黄島海運	五島市黄島町 51	0959-72-8963
		(F) 0959-72-8068
有限会社 桑原海運	五島市木場町 147-2	0959-72-6948
		(F) 0959-72-6937
会社嵯峨島旅客船有限	五島市三井楽町濱ノ畔 1473 番地 1	0959-84-2785
		(F) 0959-84-2785

名称	所在地	電話
		FAX
株式会社 江崎海陸 運送	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 162-31	0959-22-0099
		(F) 0959-22-2941
瀬川汽船株式会社	西海市西海町横瀬郷 4107-7	0959-32-1770
		(F) 0959-32-0678
黒島旅客船有限公司	佐世保市黒島町 233	0956-56-2516
		(F) 0956-56-2083
安田産業汽船 株式会社	長崎市松ヶ枝町 5-35	0957-54-4740
		(F) 0957-53-1547
竹山運輸有限公司	平戸市度島町 1651	0950-25-2011
		(F) 0950-25-2011
鷹島汽船有限公司	松浦市鷹島町中通免 228-4	0955-48-2327
		(F) 0955-48-2111
有限会社 金子廻漕店	佐賀県伊万里市山代町 立岩 2774-1	0955-28-3035
		(F) 0955-28-3049
九商フェリー株式会社	島原市下川尻町 7-5	0957-65-0456
		(F) 0957-62-4415
熊本フェリー株式会社	熊本市西区新港 1-2	096-311-4330
		(F) 096-311-4456
有限会社湯島商船	熊本県上天草市大矢野町湯島 161	0964-56-4060
		(F) 0964-56-4060
長崎放送株式会社	長崎市上町 1-35	095-820-3111
		(F) 095-827-4733
株式会社 テレビ長崎	長崎市金屋町 1-7	095-827-8187
		(F) 095-820-1553

名称	所在地	電話
		FAX
長崎文化放送株式会社	長崎市茂里町 3-2	095-843-7004
		(F) 095-843-6756
株式会社 長崎国際テレビ	長崎市出島町 11-1	095-820-3000
		(F) 095-827-2225
株式会社 エフエム長崎	長崎市栄町 5-5	095-828-2020
		(F) 095-826-2777

九州・山口各県

名称	担当部所	所在地	電話番号	FAX	防災無線電話	防災無線FAX
山口県	総務部防災危機管理課(危機管理班)	山口市滝町1番1号	083-933-2370	083-933-2408	消 35-72360 地 035-201-2367	消 35-868 地 035-201-2408
福岡県	総務部消防防災課(国民保護係)	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3123	092-643-3117	消 40-7023 地 040-700-7023	消 40-7339 地 040-700-7390
佐賀県	統括本部消防防災課(国民保護・防災担当)	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7026	0952-25-7262	消 41-721 地 041-200-1353	消 41-728 地 041-200-4510
大分県	生活環境部防災危機管理課(危機管理班)	大分市大手町 3-1-1	097-536-1111	097-533-0930	消 44-152 地 044-200-4-3152	消 44-159 地 044-200-387
熊本県	総務部危機管理・防災消防総室	熊本市中央区水前寺6丁目 18-1	096-333-2112	096-383-1503	消 43-7604 地 043-300-8-3413	消 43-7610 地 043-300-7108
宮崎県	危機管理局危機管理課	宮崎市橘通東 2-10-1	0985-26-7618	0985-26-7304	消 45-2140 地 045-101-2140	消 45-2540 地 045-101-2640
鹿児島県	危機管理局危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2256 099-286-2111	099-286-5519	消 46-22 地 046-311-7-2258	消 46-33 地 046-311-840
沖縄県	知事公室危機管理課	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2143	098-866-3204	消 47-25 地 047-271	消 47-20 地 ¹⁻⁰³

消:消防防災電話(FAX) 地:地域衛星電話(FAX)

平成18年3月31日作成(平成18年3月31日閣議決定)
平成19年2月13日変更(法第34条第8項ただし書の政令で定める軽微な変更)
平成20年1月24日変更(法第34条第8項ただし書の政令で定める軽微な変更)
平成21年3月17日変更(平成21年3月17日閣議決定)
平成22年2月2日変更(法第34条第8項ただし書の政令で定める軽微な変更)
平成26年2月12日変更(法第34条第8項ただし書の政令で定める軽微な変更)
平成26年11月14日変更(平成26年11月14日閣議決定)
平成28年4月1日変更(法第34条第8項ただし書の政令で定める軽微な変更)

長崎県国民保護計画

編集発行 長崎県 危機管理課

電話 095-824-1111(代表)

095-895-2144(ダイヤルイン)

E-mail kokuminhogo@pref.nagasaki.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.nagasaki.jp/sb/guard/>